

令和6年8月21日（水）

於・TKP新橋カンファレンスセンター ホール12E

くろまぐろに関するブロック説明会  
(太平洋ブロック)

議事速記録

くろまぐろに関するブロック説明会  
(太平洋ブロック)

日時：令和6年8月21日（水）

13：30～16：39

場所：TKP新橋カンファレンスセンター ホール12E

議 題

1. 漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について
2. WCPFC北小委員会の結果について
3. 国内配分に関する今後の検討スケジュールについて
4. その他

午後1時30分 開会

○番場課長補佐 それでは定刻となりましたので、只今からくろまぐろに関するブロック説明会を開催いたします。

私は、本説明会の司会を務めます水産庁資源管理推進室の番場と申します。よろしくお願いいたします。

本日、会場参加の他にウェブ参加の方が多数出席されております。技術的なトラブル等生じるかもしれませんが、精一杯対応いたしますので、スムーズな議事進行に御理解、御協力をいただければと思います。

それから、会場参加の皆様をお願いですけれども、ウェブ参加の方にも発言が分かるように、必ずマイクを通じて御発言、御所属とお名前を言っていただいた後に御発言をいただくようお願いいたします。

ウェブ参加されている皆様については、事前にメールで注意事項をお知らせしているところですが、発言を希望される場合には、Webexの手を挙げる機能を使って手を挙げてお待ちいただければと思います。順番にこちらから指名をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから次に、会場参加の皆様、お手元に今資料をお配りしておりますけれども、その資料の確認をさせていただきます。

まず一つ目、「くろまぐろに関するブロック説明会」という資料になります。今日の説明会は、こちらの資料を用いて説明をさせていただく予定です。

それから参考資料、これは説明のときには用いませぬけれども、参考資料として「参考、太平洋クロマグロの資源管理について」という2種類の資料をお配りしております。不足等ございましたら、お近くの職員までお申し付けいただければと思います。

それから、この本説明会の資料、それから今後、議事録ですけれども、水産庁のホームページ上に掲載をさせていただく予定となっておりますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

それから、報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影は冒頭の水産庁の挨拶までとさせていただきますので、こちらも御了承ください。

それでは、主催者側の主な出席者を紹介させていただきます。

水産庁資源管理部漁獲監理官の福井でございます。

○福井漁獲監理官 よろしく申し上げます。

○番場課長補佐 それから、管理調整課沿岸・遊漁室長の城崎でございます。

○城崎沿岸・遊漁室長 城崎です。よろしくお願いします。

○番場課長補佐 国際課課長補佐の晝間でございます。

○晝間課長補佐 晝間です。よろしくお願いします。

○番場課長補佐 それから、加工流通課課長補佐の富樫でございます。

○富樫課長補佐 富樫でございます。よろしくお願いいたします。

○番場課長補佐 それから、改めまして資源管理推進室の番場でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして福井から一言挨拶を申し上げます。

○福井漁獲監理官 皆さんこんにちは。改めまして、水産庁資源管理部漁獲監理官の福井でございます。本日のブロック説明会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は御多忙の中、ウェブ参加の方々を始め、多数の方に御参加いただきましたことを感謝申し上げます。

皆様御承知のとおり、太平洋のクロマグロをめぐるましては今般大きな動きがあったというところがございます。

まず国内における不正事案が発生したこと等を踏まえまして、管理の強化を目的とする漁業法及び水産流通適正化法の一部改正法が本年6月に成立いたしまして、6月26日に公布されたところでございます。

続けて先月、釧路市の方で開催されましたWCPFCの関連会合におきましては、中西部太平洋における太平洋クロマグロの我が国の漁獲上限につきまして、小型魚は10%、大型魚は50%の増枠を行うということが勧告されました。

今回の勧告は、本年12月のWCPFC年次会合で合意を得る必要があるため、まだ予断を許す状況ではございませんが、増枠の実現に向けて、引き続き関係国に働き掛けを行ってまいりたいというふうに考えております。

政府といたしましては、今般の国際的な決定を受けまして、漁業者の皆様が厳格なTAC管理に取り組んできた結果、資源が大幅に回復したことが今回の増枠の勧告につながったというふうに考えております。

本日の説明会で取り上げる事項について簡単に御紹介いたしますと、まず今般の漁業法と水産流通適正化法について、法律の改正内容について御説明させていただきたいと思

ます。また、あわせて、太平洋クロマグロの管理強化の一環としまして、本年4月に新設されました漁獲監理官についても御紹介いたします。

続きまして、先月のWCPFC関連会合の結果概要について御説明を行います。

最後に国内配分について、今後の検討のスケジュールと、現在の配分に適用されております令和4管理年度以降の配分の考え方を御説明した後に、皆さんの御意見をいただきたいというふうに考えております。

今回の増枠は本年12月のWCPFC年次会合における合意をもって決定となりますが、令和7管理年度につきましては来年1月1日から開始されますので、これに先立つ、来月9月から水産政策審議会の下に設置されております「くろまぐろ部会」におきまして、令和7管理年度以降の配分の考え方を検討することとしております。

本日の説明会でいただいた意見も整理させていただいた上で、こちらのくろまぐろ部会で審議いただく予定としておりますので、皆様からの幅広い御意見をお願い申し上げたいと考えております。

最後に、本日の説明会が有意義なものとなりますよう、また御参加されている皆様の御健勝を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○番場課長補佐 それでは、報道関係者の皆様、撮影はここまでとさせていただくようお願いいたします。

それでは、最初に本説明会の進め方、今ほど福井の方からも説明ありましたけれども、まず水産庁の方から本日、「漁業法、それから水産流通適正化法の一部改正について」、それから「北小委員会の決定について」、三つ目に「国内配分の検討スケジュールについて」ということ、プラス「その他」と、四つの議題を用意してございます。各議題、それぞれ水産庁の方から説明をした後、各議題ごとに皆様からその議題について質疑、意見聴取というのを行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議題以外、これ以外について質問、御意見ありましたら、4の「その他」のところでお意見いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速ですけれども、議題の方に入らせていただきたいと思います。

最初に水産庁の方から議題の1番、漁業法及び水産流通適正化法の一部改正等についてということで説明させていただきます。

○富樫課長補佐 皆様お疲れさまでございます。早速ですけれども、漁業法及び水産流通

適正化法の一部改正等について御説明したいと思います。私、この一部改正を担当しました加工流通課の富樫と申します。よろしくお願いいたします。

今回、この二つの法律、先月の通常国会で審議され、可決・成立したものでございます。同年、令和6年6月26日に公布されたというところでございます。

3ページを御覧ください。

まず漁業法、捕る方の法律の方の一部改正についてなんですけれども、内容の方に入らせていただきますけれども、今回、資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して、特に厳格な漁獲量の管理等を行う必要があるというものにつきまして、これは省令で今後定めていくこととなりますけれども、太平洋クロマグロの大型魚を念頭として、これを「特別管理特定水産資源」という新しい項目を立てまして、こちらについて四つの事項を措置するというところでございます。

まず(1)の①でございますけれども、TAC報告事項につきまして、現行の総量報告してもらっていますけれども、こちらに加えまして、採捕した個体の数、匹数、尾数、こちらについても報告を追加をお願いしたいというふうに思います。

続いて②番でございますけれども、TAC報告を行う際に使っている情報でございますけれども、船舶等の名称、個体の重量等の記録につきましても保存を義務付けるということをお願いしたいというふうに思います。

続いて③番でございますけれども、TAC報告義務違反の罰則について、法定刑の引上げということと、太平洋クロマグロは大変高価なものでございますので、組織ぐるみでいろいろやったときには罰則もなかなか響かないということもありますので、新たに法人重科を設けるという措置を今回行ってございます。

④番でございますけれども、あとTAC報告義務に違反し、TAC報告せずに何度も出漁するような場合、そういう行為を引き続き行う場合に、弁明の機会を与えずに即時に停泊命令を行えるようにするというようなことも措置してございます。

あと、あわせて(2)番の漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則などを含めて所要の改正を行ってございまして、このVMS、漁船の操業位置を把握するための機器の設置の命令違反につきましては、この規定のみ公布の日から二十日後の施行ということで、令和6年7月16日からもう既に罰則の適用というふうになってございます。

続いて4ページに入らせていただきますけれども、今度は水産流通適正化法の改正でこ

ざいまして、これは流通サイドの規制でございますけれども、この法律は、まだ令和4年12月から始まったもので新しい法律でございますけれども、今般早速改正となったところでございます。

こちらについての内容でございますけれども、(1)番、まず漁業法の方で定めました特別管理特定水産資源です。太平洋クロマグロの30キロ以上の大型魚を想定してございますけれども、こちらについて次の三つの義務付けが行われるというところでございます。

①番ですけれども、取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達。これは先ほどTACの報告のときに保存の義務付けというところではありましたが、こちらを次の人にリレーするというような感じになります。

②番、同様に取引記録、こちらについても作成・保存をお願いしたいというふうに思います。

③番が輸出時、これは税関を通関する度に必要なんですけれども、適法漁獲等証明書の添付というものを義務付けをお願いしたいというふうに思います。輸出が違法操業の抜け道とならないようにということで、出口をしっかりと抑えるという意味でございます。

(2)番ですけれども、情報伝達につきまして、タグやQRコード、こういった活用を可能とするということで、伝票でもいいですし、タグやQRコードでも良いというような形を今回取ってございます。

(3)番ですけれども、先ほど(1)の③で登場しましたけれども、適法漁獲等証明書の交付につきまして、これは民間団体でも交付を可能にできるようにということで措置してございます。円滑な輸出に向けての交付ということなどを考えて措置したものでございます。

基本的に今お話ししたので以上でございます、この二つの法律、4ページの一番下にありますけれども、公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行ということでございますので、公布された日が令和6年6月26日でございますので、こちらから2年以内、準備期間を設けまして施行するというような流れとなっております。

続きまして5ページでございますけれども、今御説明しました法改正の規制措置、こちらに合わせまして、太平洋クロマグロの陸揚げの状況等を検査するため、令和6年4月から漁獲監理官、こちらの方を水産庁内で設置してございます。水産庁で従来行っております洋上の取締り監視、こちらに加えて、陸揚げ時、陸上での監視も強化というところでございまして、現在も関係する都道府県の皆様と連携しまして、こうした巡回等を行っ

ているというところでございます。

簡単でございますけれども、改正内容と新たに設置した漁獲監理官の設置の御説明でございます。

以上でございます。

○番場課長補佐 それでは、皆様、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

ウェブ参加の方も、もし御意見、御質問等ありましたら挙手をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。特段よろしいでしょうか。ウェブもないようでしたら、進めさせていただきたいと思います。

続きまして、議題の2番となります。W C P F C 北小委員会等の結果についてということで、まずは水産庁の方から説明をさせていただきます。

○晝間課長補佐 改めまして、水産庁国際課でW C P F C の交渉を担当しております晝間と申します。座って説明させていただきます。

資料の7ページから、W C P F C 北小委員会等の結果とございますので、これに沿って説明をさせていただきます。

左上の日時・場所ですけれども、7月の中旬にW C P F C 北小委員会とI A T T C の合同作業部会、続いて北小委員会という形で開催されました。

太平洋クロマグロにつきましては太平洋に広く分布するというのもございまして、西だけで管理しても、東だけで管理しても意味がないということで、このような形で合同作業部会を作って全体の管理を議論した上で、さらに、西側につきましては北小委員会という枠組みでございますので、そちらでの議論を続けてやったという形でございます。

場所は、釧路市の方で今年は開催をさせていただきました。

会議の冒頭に際しまして、坂本農林水産大臣の方からビデオレターという形で日本の考え方を示しまして、いかにこれまで日本国内の漁業関係者の方々が管理に苦勞してきたかという話と、その結果、資源がしっかり回復をしてきていると。資源が回復した暁には漁業者、漁業関係者の努力は報われるべきだというような内容を含めてメッセージを示して、会議開催に当たったということでございます。

右上の出席国等ですけれども、記載のとおり、日本他16か国・地域が参加する形で開催をしたということでございます。

日本からは政府代表を務めております水産庁審議官の福田を始め、関係省庁、研究者、

あとは都道府県の職員の方、また業界関係の方に代表団に入っていていただいて会議に当たりました。

また、事前に6月4日には全国会議という形で御関心の方々に御参加いただく形でいろいろ御意見をいただいて、そういったものも踏まえながら会議に対応したということでございます。

結果でございますけれども、下の青い箱の中。まずWCPFC、太平洋の西側ということでございますけれども、WCPFCの北小委員会の結論として、増枠を含めた管理措置の改定に合意をしたということでございます。

左側の白い箱にありますけれども、小型魚につきましては日本の漁獲上限を10%増枠いたしまして、400トン増枠をするということ。また韓国につきましては後ほど御説明しますが、小型魚ではなくて大型魚の枠を大幅に増やしたいと、そちらの原資に回すということで、小型魚については増枠はしないという形になっております。

また、この小型魚の増枠に際しまして、やはり各国からかなり強い抵抗があったんですけれども、議論する中で明らかになったのは、小型魚全体を一切増やさない、増やすことを認めないということではなくて、懸念としては小型魚の枠を増やすことで過去のように0歳魚、小型魚の中でも特に小さい魚、これが漁獲が増えてしまって資源の悪化につながるというところが懸念だというような意見がありました。

そういったことを踏まえて、0歳魚、特に2キロ未満の魚については漁獲が増えないように——増えないというのは2002年—2004年の今使っている基準年から半減した水準から増えないように努めるという規定も併せて、増枠とセットで組み込まれた形になっております。

右側の大型魚ですけれども、日本と台湾につきましてはそれぞれ50%増ということで、日本は2,807トン増枠ということで合意をしております。日本と台湾に挟まれた韓国の部分ですけれども、30トンだったものを501トン、471トン増枠ということで決着をいたしました。

下の※印にも書いてございますが、韓国については今与えられている漁獲上限というのが30トンしかないということで、一方で近年は小型魚の枠を振り替える形で数百トンの漁獲実績があるという中で、韓国はかなり大幅な大型魚の漁獲枠の増枠というものを主張しております。いろいろ議論になった結果、議長の提案もありまして、300トンを上乗せした上で、小型魚の増枠分というのを小型魚を増やさずに、それを大型魚に振り替える

形で上乗せをすることで、この増枠幅を確保するということが、最後決着したということでございます。

また、ニュージーランドとオーストラリアに関しましては、これは南半球に位置する国でございますけれども、太平洋クロマグロの大幅な資源回復によって、南半球まで来遊が行っていると、増えているということで、太平洋クロマグロを狙った操業ではないんですけれども、かなり捕れているということでございまして、ニュージーランド、オーストラリアに関しましては南半球に位置しているということもあって、そもそも北小委員会のメンバーでない、メンバーになれないという立場でございます。そういった枠組み上の立場というか、位置付けというものも加味しまして柔軟な対応ということで、それぞれ200トンと40トンまでは漁獲を可能とするということで決着したということです。

その下、2点ございますけれども、まず繰越しの規定。当初の漁獲枠の17%を上限に、未使用枠を繰り越すことができるという規定があります。これ原則は5%なんですけれども、期間限定で5%ではなくて17%まで繰り越すことができるということで、期間限定のルールだったんですけれども、つまり措置を更新する度に改めて合意し直さないと17%というのは維持されない形だったんですけれども、そういう位置付けではなくて、基本ルールを17%を上限にした繰越しにするというルールの一般化というものに合意をいたしました。

また、その下の点ですけれども、これは振替の規定ですけれども、小型魚の枠を1.47倍して大型魚に振り替えることができると。これは上限を去年、韓国40%、日本他30%ということで、上限、昨年増やしたところなんですけれども、これも時限措置だったものを基本的な一般ルール化するということが合意をしたということでございます。これが西側の話です。

次の8ページにお進みいただきまして、IATTC、東部太平洋の方でございますけれども、東部太平洋の方、2年ごとのブロックオーターということで、2年分の枠を設定するという形で従来から管理をしておりますけれども、2025年、26年に適用される措置として、IATTCが増枠等を検討するということが、合同作業部会の方で合意をしたということです。

2年のブロックオーターということは変わらないんですけれども、アメリカにつきましては50%の増枠に加えて、先ほど西側の方で韓国の取扱いをめぐって韓国に1年当たり300トンの漁獲上限上乗せするという決定をしたというお話をしましたけれども、西

と東でバランスを取るというか、それぞれ上乘せをするということが合意内容になっておりまして、2年分のブロッククォーターということですので、1年当たりアメリカとメキシコで150トンずつ増枠するのが2年分で300トンずつ増枠という形で決着をしております。

メキシコにつきましても同様で、50%プラス300トンという形で増枠したということでございます。

ここまでが数字のお話でございます。御案内のとおり、日本としては持ち出しの提案として、小型魚が1.3倍、大型魚は2.3倍という水準での増枠を提案したわけなんですけれども、そこまでの増枠幅というところには残念ながら支持は得られなかったということもございますけれども、大幅な増枠というのに消極的な国もある中で、小型魚1.1倍、大型魚1.5倍というのを基本とする増枠につきましても何とか合意を取り付けたということもございます。

その下の紫の囲みのその他の議論ですけれども、太平洋クロマグロの管理状況の報告ということで、先ほども冒頭挨拶と、一つ前の議題で説明ありましたけれども、青森の方で生じたクロマグロの未報告事案というものを踏まえまして、日本国内で管理強化を行ったということで、漁業法、流通法の改正、漁獲監理官の新設、こういった管理強化策を講じたということは、今回の会合でもきっちりと報告、説明をしたということでございます。

また、監視取締措置とありますけれども、これは日本の方で管理強化をしたという話とはまた別に、WCPFCとIATTCの国際的な枠組みの中でも監視取締措置というのを太平洋クロマグロについて取っていくべきだという考えの中で、まず各国が実施しているような監視取締措置を報告させた上で、来年以降、この合同作業部会の中で太平洋クロマグロについて統一的な監視取締措置を検討していこうと、そういった手続を定めた保存管理措置に合意したということもございます。これにつきましても、それぞれWCPFCとIATTCの方で更に議論していくということになっております。

最後に、今後の予定でございますけれども、IATTCの年次会合は9月の頭ということで、もう再来週でございます。また、WCPFCの年次会合につきましても11月の末から12月にかけてということで開催がされます。福井の挨拶にもありましたとおり、今回、7月の会議で増枠というものには合意できたところなんですけれども、それぞれIATTCとWCPFCの年次会合という正式な意思決定の場で最終的な合意をしないと決定にはならないということもございます。これはIATTCとWCPFC、東西のパッケージで7月に議論をしておりますので、それぞれきっちり合意を得ていく必要があるというふう

に考えておりますので、この9月の会議から水産庁としては関係国の働き掛け等、しっかり交渉の方に対応していきたいというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。

○番場課長補佐 それでは、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

そうしたら、会場の方で、まず真ん中の後ろの方、お願ひいたします。

○参加者 前回の北海道のオンライン会議にも出席して質問したんですけども、ちゃんとした答えがいただけなかったので、もう一度質問します。

まずアメリカの枠が、従来だと2年分で1,017トン。ということは、1年分は508トンです。ところが、ISCの資料を見ると、2022年に1,367トン、スポーツの漁獲があるんです。何とスポーツだけでアメリカの全枠を800トンオーバーしているんです。アメリカには釣り仲間がいっぱいいるので、アメリカの人から聞いたら、1人1日2匹というバッグリミットは設けているけれども、枠は特に設けていないと。シーズン中に採捕禁止になることもないと、そう言っていました。これ何で800トンもオーバーして捕れるのか。これ国際会議からのあれからすると、アメリカは捕り過ぎですよ。

それと、ニュージーランドに関してですけども、確かにニュージーランドは昨年からの漁獲が急激に増えています。資源回復がうまく行って、ニュージーランドに回遊するクロマグロは増えたんですけども。それで、ニュージーランドは現在、各マリーナにウエートマスターを配備して、正確な漁獲量を調査しているそうです。それで、ここで増枠も200トンというのがありますけれども、それを踏まえてのことだと思うんです、これは。

ところが、日本は2021年に遊漁の枠を決めるときに、最初、遊漁の枠というのは公表していませんでした。だから、要するに1年目だから、遊漁の正式な漁獲量を調査するのが目的なんだろうなと思って、私は日本中の釣り船や釣り仲間にはちゃんと真面目に報告しなさいって、全国にそういうことを言ったんです。皆さん、真面目に報告しました。そうしたら、1週間ちょいぐらいで10トンぐらいいっちゃったんです。それで水産庁は大慌てで、その後、何か採捕禁止にするとか何だ、いろいろあって、7月の下旬かな、そのときに20トンとすると出たんですけども、その20トンとした科学的根拠というのはなかったと思うんです。もしあったら、それを教えてください。

現在40トンですけども、ここにいろいろな、例えば水産庁の新しい管理目標の中に国際的に見て遜色のない資源管理を推進するというのがあるんですけども、遊漁に関して

は国際的に見て、全く遜色あり過ぎなんです、遜色だらけで。その辺を世界基準、国際基準で見ましたら、例えばクロマグロだったら、例えば I C C A T、大西洋だったら約3%ぐらいが遊漁の枠なんです。アメリカだったら、大西洋側は約60%がスポーツ、太平洋側は何と78%がスポーツなんです。そういうこと、あとニュージーランドもかなりの方が、スポーツの方が今釣っています。そして、ニュージーランドは1人1日1匹というバググリミットは設けたけれども、枠は現在設けていません。採捕禁止もありません。ですから、そういう国際的に見て遜色のない遊漁の枠と、そういうものをちゃんと決めてもらいたいです。今、留保枠の一部を使っているんですけども、その留保枠というのもたった100トンしかありません。その中に遊漁に回せるのが今40トンと聞いているんですけども、せっかくこうやって50%も増枠させていただいたんですから、ちゃんとした遊漁の枠も設けてください。

以上です。

○晝間課長補佐 御意見ありがとうございました。御質問の点、すみません、札幌会場も私に対応しておりましたので、私の説明が不明確であったなら申し訳ないですけども、基本的に同じ説明をもう少し丁寧にさせていただきますが、I A T T Cで今お示ししている、2025年、26年に適用される漁獲上限、米国1,017トン、増枠によって1,822トン、2年でこの数字だという、この数字につきましては商業漁業を対象にした漁獲上限ということになっています。ですので、言い換えますと、遊漁、スポーツフィッシング含めた遊漁の漁獲量については、この数字での漁獲上限の対象になっていないというのがI A T T Cの措置になっております。

一方で、I A T T Cの決議の中で書いてあるのは、遊漁についても商業漁業と同等に管理するよう措置を講じなければならないというような規定の形で遊漁の規制が入っているということです。ですので、遊漁についても商業漁業と同等に管理するということは求められているということでございます。

他方で、今、御指摘ありましたとおり、アメリカの方は近年、遊漁の漁獲量、増やしているということにつきましては我々としても承知をしております、そこは問題視をされていて、今回の7月の会議の中でも、これは日本だけじゃなくて、他の参加国も含めて、米国内で遊漁の漁獲量を抑制するために十分な措置が講じられていないのではないかと、いうことは指摘をさせていただいたところでございます。

アメリカの方からは、先ほど御説明をいただきましたけれども、バググリミット管理と

いうことで、1人当たり1日2尾ですか、複数日の航海だと6尾とかだったと思いますけれども、そういうバググリミットの管理によって管理を実施していると。そういった管理にもかかわらず、近年、来遊するクロマグロが増えていて大型化していることなどによって採捕量が増加したというような説明があったところです。

我々としては、アメリカの遊漁の漁獲の推移というのは今回の会議でも指摘を受けていましたので、今後の推移を注視して、引き続き商業漁業と同等の管理が行われるように求めていきたいというふうに考えております。

これが1点目の答えになります。

遊漁の枠の配分のことにつきましては、今答えますか。後ほどの議題で話をされますか。

○城崎沿岸・遊漁室長 後ほどでいいんじゃないですか。

○晝間課長補佐 いただいたお話、トピックとして、後ほどの議題でまた御説明の上でお答えした方がよろしいかと思っておりますので、しばらくお待ちいただければと思います。

以上です。

○番場課長補佐 その他よろしいでしょうか。

そうしたら、会場の後ろの方。

○参加者 先ほどの質問とも関連するんですけども、スポーツフィッシングは全く商業キャッチの別枠ということで、数字が事実上、青天井になっているわけです。それを晝間さんの今の説明では、その商業と同等の管理措置を求めていくということですけども、具体的にはどのような管理をすべきということを米国に対して今回の会議で主張されたのか。あるいはこれから先、主張していこうとしているのか。それを教えてください。

それともう一点、I A T T Cのアメリカ、メキシコの増枠は小型魚、大型魚の区別なく50%増ということで、これは日本とか韓国の増枠は、小型魚は比率が増加分が少ないわけですから、事実上、I A T T Cの方が増枠率というのは非常に大きくなっているわけですけども、この背景とか、あるいはなぜW C P F Cの方はいまだに小型魚、大型魚を区別して増枠率を決めるのか。なぜI A T T Cの方は小型魚、大型魚の区別をしないで50%一律認めているのか、その背景を教えてくださいませんか。

○晝間課長補佐 ありがとうございます。2点御質問いただいたと思いますけれども。

1点目の米国遊漁の管理について、具体的にどのような対応措置を求めたかという点ですけども、ちょっと交渉の場でのやり取り、あまり全て詳細にというところもあるんですけども、議論の中で具体的に国内でこういう措置を取るべきだという、具体的なやり

方まで、アメリカこうやるべきだというような具体的な議論までは今回の議論の中ではなかったかと思います。ただ、可能性としては数量管理の枠に入れるというようなことも含めて考えられるんじゃないかというような議論はあったかなというふうに記憶をしております。

2点目なんですけれども、IATTCの方で小型魚と大型魚を区別しないで、なぜ西の方だけ引き続き小型魚、大型魚を分けて管理しているかということなんですけれども、これは漁獲上限を入れるときに、西の方は小型魚の方から減らすということで始まっていったわけなんですけれども、これは従来の経緯として、特に西の方で小型魚の漁獲が大幅に増えた時期があって、それに伴って資源が悪化してしまったという経緯を踏まえて、まずは西の小型魚の漁獲を基準年から半減すると。そこから後を追う形で大型魚の方も漁獲上限入れていったという流れになっております。東の方はそういう形ではなくて、最初から全体で何トンということなんですけれども、これは科学者の方に漁獲の組成なんかも見て示してもらっていますけれども、東側で捕れているクロマグロも、今は9割方大型魚というふうになっております。過去には小型魚捕っていた時期もあったと理解していますけれども、今は東部で捕っているクロマグロについては9割方、もう大型魚になっているということで、今回の措置の更新に合わせて東部の方も小型を分けて別管理とすべきだというような議論にはならなかったというふうに理解をしております。

以上です。

○番場課長補佐 よろしいですか。

○参加者 今ちょっと確認したかったのは、要するにIATTCの方が増枠率は実質的に大きい状態はこれからも続くということですね。小型魚の漁獲抑制が続く限りは。

○晝間課長補佐 御指摘いただいている増枠率が大きいというところの意味は必ずしも私、理解できていないんですけれども、議論としてありますのは、漁獲インパクトの話です。それぞれ西と東の漁業によって、どれだけ潜在的な資源を減らしてしまっているかというものをインパクト比率というもので評価して、そのインパクト比率を西のインパクトをもっと減らすべきだとか、東のインパクト率をもっと増やすべきだとかという議論は従来からございます。今回もそういったインパクト比の議論はありまして、アメリカなんかは西の方で資源を減らしたという経緯に鑑みれば、西もインパクトをもっと減らして、東のインパクトをもっと増やすような形で東西の配分を是正していくべきだということは主張していましたので、今後も似たような議論というのは続いていくんだと思いますけれども、

議論の結果としてどういうふうに決着していくかというのは、そのときの状況に応じた対応をしていきたいというふうに考えています。

○参加者 つまり、多分3番目の枠の配分の関係でも出てくるので、ちょっとこのところを確認しておきたかったんですけども、今までのくろまぐろ部会では、西部太平洋、つまり日本周辺でのまき網の過剰漁獲の責任はもう解消されたと、責任は果たされたと考えてもいいんじゃないかという前提で枠の配分が行われているわけです。ところが、国際会議ではいまだに日本の周辺、特にまき網の小型魚漁獲のインパクトはまだ残っているんじゃないかと。だから、西よりも東側の漁獲の増加分を大きくするんだということが続いているんだということをきちんと漁業者に分かるように水産庁が説明する責任があるんじゃないかなと思ったので、質問しました。

○晝間課長補佐 質問の意図を明確にさせていただいて、ありがとうございます。その結果をどういうふうに見られるかというのはいろいろなお考えがあると思いますけれども、一応増枠幅という意味では、大型魚の方の50%と東部の方の50%というところは同じ水準になっていますし、300トン上乘せというところもそれぞれという形になっていますので、我々の感覚としてすごく東部に有利に偏った配分をしたという形にはならないように議論をしてきたつもりだということは付け加えさせていただきます。

○番場課長補佐 その他、御意見、御質問等あればよろしくお願いたします。

そうしたら、奥の。

○参加者 1点質問がありまして、このWCPFCとIATTC、それぞれの各国における遊漁の取扱いは今どのような状況で管理されているかというのをちょっと教えていただければと思います。

質問の背景としては、我が国日本においては現在、漁業者の皆さんと同様に数量管理を遊漁者に設けていくということで、今その移行期にあるというふうに理解をしています。なので、日本においては留保の枠というところで、明確に遊漁とは規定せずに漁業者の皆さんと、それ以外の漁獲ということで、今、留保枠のところで管理を実施しているということなんですが、例えばWCPFC内においても韓国とか台湾では遊漁をどういうふうに取り扱っているかというのは、今後日本が漁業者の皆さんと同等に遊漁を管理していく上では各国の皆さん、どういう数値管理をされているのかというのがちょっと気になりまして、質問です。よろしくお願いたします。

○晝間課長補佐 御質問、ありがとうございます。

I A T T Cの方につきましては先ほど御説明したとおり、数量管理等の数字とはまた別の形で同等に管理ということになっておりますので、御説明差し上げたとおりでございます。

W C P F Cの保存管理措置上は、遊漁については別扱いにするような規定があるわけではございませんので、W C P F Cの規制上は遊漁も含めて、それぞれの国が漁獲して、死亡させてしまうような太平洋クロマグロについては、それぞれ与えられた漁獲上限の中で管理をするというのが建て付けになっているということでございます。

その上で日本については、そういった遊漁の管理を始めたことを踏まえて、どういった数量報告をしているかというような数字も含めて報告をしているところでございますけれども、韓国と台湾については報告されている漁獲量の内訳の中で遊漁はどのぐらいを占めるかとか、そういったところの遊漁の——まあ、そもそもあるかどうかということも含めて、細かい議論というのは少なくとも今回の会議ではあまりされていなかったもので、我々としてもあまり詳細に把握、現時点でできていない部分というのはあるかもしれませんので、今後それぞれの国も遊漁の管理をどうするかというところは、どうしているか、日本がどういうふうに管理をしているかというのは関心を示しておりましたので、意見交換の中で各国ともきちんと遊漁の管理をしているんだということを確認していきたいというふうに考えています。

○参加者 ありがとうございます。追加ですみません。

となると、日本のように遊漁を、今、留保枠ということで管理していますが、他の、例えば韓国、台湾では、数量が幾つかはもちろんです、そもそも管理を例えばしているのか否かみたいな情報も現時点だとなかなかないというような理解で合っていますでしょうか。

○晝間課長補佐 すみません、私もいろいろと出てきたものを見返す中で、もし追加で見つかるものがあれば御説明したいと思いますけれども、あまり詳細なところまでは示されていないというところでございます。

○参加者 ありがとうございます。

そうしたら最後、意見というか、要望になるんですけども、日本はもちろんです、国際条約上の資源になっていますので、他の国で遊漁とか漁業者の商業利用以外の資源がどういうふう管理されているかというのは、是非政府、水産庁としても調査とかヒアリングを実施いただいて、各国の取組を把握していただくとともに、例えば日本で参考に

きるものがあれば採用したらいいと思うし、特に日本においては今、バググリミットの導入だったり、むしろ他の国より、もしかしたら管理が進み始めているのかもしれない。ただ、それも今現状分からないと、日本でこういうことをやっているよというの、PRとかアピールしようがないと思いますので、そこは要望として、各国の動向、特にスポーツフィッシングとか遊漁の取扱いについては調査とか現状把握の方をしていただければと思います。

以上です。

○番場課長補佐 他御意見、御質問ございましたら、お願いします。

真ん中の後ろ、よろしくをお願いします。

○参加者 度々の質問で恐縮ですけれども、今の質問に対しても、せっかく遊漁室長がいらっしゃるのに、どうして韓国、台湾、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、スポーツフィッシング、遊漁をどのように管理しているかということの説明されないのでしょうか。

○城崎沿岸・遊漁室長 遊漁室長の城崎でございます。失礼しました。

私どもの方で確かに、今お話があった韓国とか台湾のクロマグロ遊漁の実態について、正直知見がございません。なので、今国際課から申し上げたように、これから情報、いろいろな国際議論の場で、意見交換を通じて少しでも把握していくということで対応していきたいと思っております。その辺含めて、今特に御意見賜ったということで応じたものだったものですから、私からは発言はしませんでしたけれども、そういう意図でこれから対応してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○参加者 この問題は3年も4年も前から、今質問された方もそうだし、私も情報公開請求しているんだけど、外国の実情というのを全然調べようともしていない。ところが、調べようもしないアメリカで千何百トンというスポーツフィッシングでクロマグロが漁獲されているわけです。そういった中で日本の漁業者がどういうつもりで捕ったマグロを捨てると、食っちゃ駄目だと、放流しなさいと。死んでいても、目をつむって放流しなさいと、そんなことをやらされているわけです。もう少し水産庁、真面目に仕事をする必要があるんじゃないでしょうか。

○城崎沿岸・遊漁室長 御意見ありがとうございます。確かに遊漁については、これまでなかなか分からない部分があって、確かに水産庁として。

○参加者 調べていないんです。

○城崎沿岸・遊漁室長 水産庁としても、クロマグロ遊漁の母数も分からない中で、今令

和3年度から広域漁業調整委員会で試験的な取組を始めました。確かにまだまだ御不満の点あると思いますけれども、これから各国とも、意見を聞きながら、各国の遊漁の実態も把握していきたいと思っております。以上です。ありがとうございます。

○番場課長補佐 そうしたら、会場の方よろしくをお願いします。

○参加者 先ほども話したんですけれども、太平洋クロマグロに関してはアメリカとニュージーランドの管理の仕方は、かなり詳細に私のところに入っています。ニュージーランドは去年から遊漁の漁獲は急に増えたので、各マリーナにウエートマスターを置いて、現在漁獲量の正式な調査中、正確な調査中。アメリカはもう2015年からちゃんと1人1日2匹のバッグリミットを設けて、全体の漁獲量をちゃんと、2年後ぐらいにISCが発表しますけれども、増加傾向にあります。最初の頃、400トンぐらいあったんです。ところが、2022年には1,367トンまで増えています。アメリカの友人に聞くと、とにかく採捕禁止にならないと。1人1日2匹のバッグリミットを守れば、一年中釣りができると。

韓国と台湾に関しては、釣り仲間から聞いた情報では、クロマグロ、遊漁は釣っています。それに対し、どのように管理しているかというのは、どっちも明確には答えられないです。多分日本と同じように、かなりあやふやな管理の仕方だと思うんです。それに関しては、韓国にも台湾にも友人がいるので、今日か明日にでもちゃんと聞いておきます。

以上です。

○晝間課長補佐 ありがとうございます。今日いただいた情報も踏まえて今後対応していきたいと思えます。

1点だけクラリフィケーションなんですけれども、詳細が示されていないと言ったのは、台湾、韓国の方の話でございまして、アメリカについては7月の会議でも、遊漁はこういうふう管理をしているというような報告がございました。二つ前の質問のときに聞かれた部分として、韓国、台湾についてお答えした部分が私の意図であったということを申し添えます。ありがとうございました。

○番場課長補佐 その他よろしいでしょうか。

ウェブの方で御質問等あれば、手挙げをお願いします。

○ウェブ参加者 7月10日から14日まで、私の方も初めて釧路の会議に出席した、傍聴したものでございますけれども、クロマグロ資源管理ということで、IATTCとWCPFCの合同会議ということで開催されたようですけれども、クロマグロの資源管理ということのルールがまだ両方で統一的にまとめられていないような気がいたします。どちらかと

いえば日本側に厳しくて、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカなどは少し緩いような気がいたします。特に先ほど来発言のある遊漁の問題とか、それからニュージーランドの混獲の管理の仕方とか、そういったところで日本との規制の厳しさというのが全然違うように感じられました。将来的には一つの魚種の管理をするということですから、統一的なルールにするべきじゃないかなと考えております。そうでなければ、各国バラバラな管理の仕方では、しっかりとした持続的な利用につながっていかないんじゃないかなというふうに考えております。

今のところ、以上です。

○晝間課長補佐 御意見ありがとうございました。また、現地でも議論を聞いていただいて、ありがとうございました。

1点、是非御紹介したいのは、この太平洋クロマグロという魚は二つの国際機関をまたいで分布をしていて、その二つの国際機関をまたぐがゆえに管理が難しいんですけれども、こういった合同作業部会という枠組みを作って、協調した管理をして、西も東もそれぞれ数量管理をして、その結果として資源の回復につながって、7月の会議では増枠に合意できるところまで来たというところは、参加していた関係国からも一つ大きな前進として捉えられていた部分があったというふうに受け止めをしております。

そういった部分は他に多分あまり例のないような、複数の機関でそれぞれ管理をして、協調して管理をしてというのはなかなかない事例だと思いますので、そういったところは是非御理解いただければと思います。

その上で全体の決まり事を決める中で、日本だけ厳しい管理を求められているというふうに感じられているというところは、まだ我々としても努力が不足している部分なのかもしれないので、いただいた御意見も踏まえて、今後、引き続き努力はしていきたいというふうに考えております。

太平洋クロマグロに関しては、圧倒的に日本は最大の漁獲国であって消費国でもあるという中で、先陣を切ってというか、リーダーシップを取って、こういった管理を構築してきたという経緯がありますので、そういった経緯の延長として、今後もしっかりとリーダーシップを取っていけるように努力をしていきたいと思っております。

御意見ありがとうございました。

○番場課長補佐 その他御意見、御質問等あれば、よろしく願いいたします。

特段ないようでしたら、議題の2はここで終了させていただきたいと思っております。

議題の3、国内に入る前に10分間休憩を挟みたいと思います。会場の時計で、10分間なので、2時35分まで休憩とさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

午後2時26分 休憩

午後2時35分 再開

○番場課長補佐 それでは、再開をさせていただきます。

続きまして、議題の3番です。国内配分に関する今後の検討スケジュールについてということで、こちらは資源管理推進室の番場の方で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

資料の10ページを御覧ください。

議題の2の方で国際的な説明がございましたけれども、まだ増枠は決まっておられません、今後決まった場合ということで、並行して国内配分について検討を進めていきたいと考えております。

今後の検討スケジュールですけれども、今後、水産政策審議会資源管理分科会の下に設置されました「くろまぐろ部会」を開催しまして、「配分の考え方」というのを検討したいと思っております。

具体的なスケジュールがその下の枠に記載しておりますけれども、8月から、正に今日もそうですけれども、ブロック説明会というのを全国5か所で開催をして、北小委の結果を踏まえて、国内配分について皆様から御意見をいただきたいと思っております。

その後、9月以降、くろまぐろ部会を開催いたしまして、クロマグロの「配分の考え方」について検討していくことになります。

それとは並行してといいますか、国際会議の方が11月28日から12月3日、WCPFCの年次会合が開催されまして、実際、今案が合意されています増枠、こちらが決定するのかどうかというのが決まります。

決まった後すぐに、12月上旬にはTAC意見交換会、それから水産政策審議会への諮問を経て、翌年の令和7管理年度の配分を決定していくというスケジュールになります。

その翌月から、2025年1月から大臣管理区分の令和7管理年度が開始されますし、沿岸の方、都道府県の方につきましては4月から令和7管理年度が開始するというようなスケジュールになってございます。

ここにありますとおり、実際にWCPFCの年次会合で増枠が決まるのは12月の頭と。その後国内配分を検討し出したのではとても時間がないということで、増枠が決まった

場合と仮定して、今から検討を進めさせていただきたいと思っております。

説明の後に皆様から御意見をいただきたいと思っておりますけれども、今、令和6管理年度までの配分というのは、11ページ目でございます令和4管理年度以降の配分の考え方というのがベースになってございます。そのベースの概要について説明をさせていただきますと、まず資料の向かって一番左側から説明をさせていただきたいと思っておりますが、まず小型魚、大型魚とも、「基本的な考え方」としましては、国内配分について、WCPFCの基準年、具体的には2002年から2004年というのを国内配分でも基本としまして、それに近年の漁獲実績を勘案して配分するものとする。

「配慮すべき事項」、後ほど説明しますけれども、「配慮すべき事項」は留保から配分するというのが基本的な考え方となっております。

それから下にいっていただきまして、これは令和3年、増枠が決まって、令和4年以降、大型魚が15%増枠するというときに入った措置ですけれども、かつお・まぐろ漁業、それからかじき等流し網漁業については、それまでWCPFCの基準年の平均漁獲実績よりも少ない配分となっておりますので、令和4管理年度以降は平均漁獲実績の数量以上の配分をするというような規定がございます。

それから一つ右にいっていただきまして、「都道府県ごとの配分」につきましては、小型魚につきましては2010年から2012年が今基準としております。基本的な基準です。大型魚につきましては、2015年から2017年の4月から翌年3月の漁獲実績というのが基準となっております。

それから、「配慮すべき事項」についてですけれども、まず上の1ポツ目ですけれども、小型魚、留保については100トン程度を国が保持するということとしております。

それから、2ポツ目ですけれども、先ほども説明ございましたが、小型魚から大型魚への振替措置です。1.47倍で振り替えられるという措置が、これも令和4管理年度から導入されたことも踏まえて、我が国全体として振替量400トン以上目指すというような規定がございます。実際にこの規定を踏まえて、今まで我が国としましては、小型から大型魚へ400トン以上振り替えているというようなこととなっております。

それから、最後の3ポツ目ですけれども、沿岸漁業に対する配慮も行うということが記載をされております。

続きまして下にいっていただきまして、大型魚の方の考え方の概要となります。

「配慮すべき事項」としては、まず一つ目に、沿岸漁業に対して上乘せ配分を行うとい

うような規定、それから都道府県の——小型魚の方は平均漁獲実績というのが基準になっていますけれども、大型魚については都道府県の直近の最大漁獲実績等を勘案して配分をするというような考え方となっております。

3ポツ目、4ポツ目、同じですけれども、3ポツ目が都道府県です。配分量が少なくなり、漁獲管理が難しい都道府県に対し、一定の数量を当初に上乘せ配分としております。

これも混獲等が想定されるんですけれども、4ポツ目も一緒に、混獲が想定される漁業種類、かじき等流し網漁業に対しても一定の数量を当初に上乘せ配分をする。

それから、小型魚から大型魚へ振り替えた管理区分に一定の上乗せ配分をする。

そして、最後ですけれども、小型魚と一緒にですが、国の留保につきましては大型魚も100トン程度を国が保持するという事としております。

続きまして、また一つ右にいただいて、「配慮すべき事項」としてもう一つ、「資源評価に用いるデータへの配慮」というのがございまして、一つが、一部地域のひき縄漁業に対して、データの精度を担保するために当初に上乘せ配分をするということで、こちらは上乘せ配分をしております。

もう一つが、資源の増大等によりデータの収集のために配分した数量が不十分な場合は、必要な数量を留保から追加配分することができるというような、できる規定がございます。ただ、これ令和4管理年度以降の配分の考え方がまとまった後、実際にこれを使ってどこかの管理区分に追加配分しているという実態としては、今使われていない規定となっております。

それから、一番最後、「未利用分の繰越しの取扱い」ということですが、基本的な考え方としましては、繰越し分に係る留保を配分する際、漁法の特性に起因する事項、具体的には混獲回避等への配慮、それから資源評価に用いるデータ収集への配慮を行うということとしております。

実際、多分漁業者の皆様はもうよく分かっていることかもしれませんが、日本全体としては17%繰り越せるということになってはいますが、今現状、それぞれの管理区分で繰り越せるのは10%までとしておまして、それ以上に余った分というのは1度留保に繰り入れて、その後、この規定に基づく配分をしております。

具体的には小型魚、大型魚とも、残った分を1度留保に繰り入れて、皆さん、追加配分とかって呼んでおりますけれども、沿岸漁業に対してこれを配分しているというようなこととなっております。

以上が簡単ではありますが、今の配分の考え方の概要となります。

12ページ目を御覧ください。

こうした配分の考え方に基づいて今まで配分をしてきていますけれども、これは国内配分の変遷となっております。上が小型魚、下が大型魚となっていて、表の見方だけを説明させていただければ、小型魚の方で説明をさせていただきますと、向かってまず一番左側が漁業種類になってございまして、その隣の「a」というところはWCPFCの基準年、2002年から2004年の平均漁獲実績の半分にするという措置で、その漁獲実績がどうかというのを「a」で示しております。

一つ右の「基礎的な配分」というのを2019年の配分を載せております。今のくろまぐる部会に取りまとめられた配分の考え方が適用されたのが2019年からということで、今こちらは2019年を記載しております。その数字。それから、「令和6管理年度の基礎的な配分」を「b」というところで載せております。一番右側が「a」と「b」の増加率をパーセントで表した表となっております。

大型魚の方も見方は同じとなっております、変遷としてこうなっているというのを御覧いただければと思います。

続きまして、13ページを御覧ください。

これが説明の方が最後のスライドとなりますが、皆さんからこの後御意見いただく上で、今現在、見直しにおいて議論が想定される主な事項ということで載せさせていただいております。

先ほど、今の配分の考え方を簡単に説明させていただきましたが、その大きなものをピックアップしたというものでございますけれども、まずは「配分の基礎」です。現状ではWCPFCの基準年、2002-2004年が基本となっております。

それから、「配慮すべき事項」です。「配慮すべき事項」、現在は沿岸漁業への配慮ですとか、漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）、それから資源評価に用いるデータ収集への配慮というものが「配慮すべき事項」として挙げられております。

それから、「繰越しルール」になりますけれども、各管理区分の繰越しは10%を上限としまして、残りは留保へ繰り入れた上で沿岸漁業へ配分するというのが現状となっております。

それから、「国の留保」です。配分の考え方の中では、小型魚、大型魚とも現在は100トン程度を留保するというので、これに基づいて100トン程度、留保しております。プ

ラスで大型魚の方については、大型魚100トンの留保のうち、40トン程度で今遊漁の管理に対応しているというような状況でございます。

それから、「小型魚から大型魚への転換対策や振替規定（1.47倍）」。今回、上限なくなりましたけれども、をどうするかというところです。現状では、我が国全体で振替量400トン以上目指すということで、実際にもう400トン以上振り替えているというような状況となっております。

これらが想定される主な事項となっております。

最後に、これから意見いただく上で一つ御説明をしておきたいのが、下に参考というところで、今の配分の考え方の中でも「増枠時の対応」ということで記載が一つございまして、それを御紹介させていただくと、具体的な増枠時の配分は、増枠時点での資源の状況、国際情勢、混獲回避技術の向上等の技術開発の進捗状況により決めるべきではあるが、その際には過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や捕り控えた都道府県、漁業等に対して配慮することを検討すべきであるというような記載がございます。

これから配分の考え方を見直していく上でも、当然今書かれている、配分の増枠時の対応というのは、書かれていることというのは考慮しながらやっていくこととなります。なので、多分沿岸の方で言えば、沿岸漁業へ配慮してほしいという御意見、多数あるかと思いますが、それはやることになると思いますけれども、できればいただく意見として、自由にいただいているんですけども、沿岸へ配慮してほしいというもののプラス、どうやってほしいとか、規模感とか方法とか、もし御意見とかあれば、そういうのも含めていただくと非常に有り難いなと思っております。

私からの説明は以上となります。

それでは、御意見、御質問等あれば、よろしく願いいたします。

そうしたら早い順に、一番左の奥の。

○参加者 1点質問があります。

今の「配分の考え方」及び見直しの議論で想定される事項ということで、ここでいわゆる遊漁に関する取扱いというのは基本的には13ページ目、「国の留保」といった中で言及されているような状況だと思っていまして、例えば11ページ目とかには記載がない状態かと思えます。ですので遊漁を、漁業者以外のまぐろの採捕の取扱いについては、現状どういうお考えがあるのかというのをお聞かせください。

具体的には今コメントありましたとおり、13ページ目の「参考：配分の考え方―抜粋」の「増枠時の対応」というところで、例えばこの文章に照らし合わせますと、特に遊漁においては遊漁船の事業者、要は業として遊漁船営業をされている方々は、事実上、今ほとんど経営ができない状態になっていると。これは現状の事実から見ますと、基本的には増枠時の対応において配慮を、検討すべき事項の一つに正に該当するのではないのかなと思うので、その遊漁の取扱いについての配分の考え方というのが、現時点でもしあるものがあれば御教示いただければ幸いです。

○番場課長補佐 ありがとうございます。現時点での配分の考え方で「留保の取扱い」という規定がございまして、その中で大型魚については、遊漁により採捕量を一定程度考慮する必要があるという記載がございまして。

あとは、遊漁船業に配慮すべきじゃないかといったところは、今後の配分の考え方の中の、今御意見としていただければと思いますので、ありがとうございます。

その他ございましたら、よろしく申し上げます。

○参加者 今回、WCPFCの国際会議で、小型魚は1.1倍、大型魚に関しては1.5倍に増やしていただけるということで、皆様の努力には大変感謝いたします。ですが、我々沿岸で操業している漁業者にとって、増枠分では自分たちが体験しているマグロの資源量の増え方に対してあまりにも合致していないところがあるんです。私なんか経験しているところでは、このマグロ、今増え方、異常なほど増えています。数十倍、数百倍、そのぐらいに増えているんじゃないかと思います。かつて、WCPFCの基本になっていた2002年から2004年、この時期でしたら私たち、ちょっと遠方までマグロを捕りに、狙いに行かなければ、狙いに行っても1年に何匹かしか釣れない状態でした。今になって、この二、三年ですか、本当にこの沿岸、すぐそばまでマグロは大変増えています。本当に異常なほど増えているんです。それに伴ってか、本来私なんか、カジキとかバチマグロとか狙って操業しているんですが、それが少なくなっているように感じます。これこんなに増えていて、実際だったら私なんか、はえ縄を10キロ以上延ばして、釣数も250本ぐらい垂らしてやるんだけれども、そんなに、この3年ぐらい前から増えちゃって、それだけの数をやると、マグロ強いから、縄沈められちゃって上がってこないんです。

そういうわけで今、大体操業するとき、一かごか二かご、それも餌を付けずに飛ばして、25本ある釣のうち10本しか餌付けしないで操業するんだけれども、それでも6本、7本食っちゃって、でも自分たちが水揚げできないものですから、その日1匹ぐらい捕って、あと

は全部放流するんだけど、その放流の仕方も、最初のうちはちゃんと生きているのを放流するんです。だけど、しまいには魚の姿も見ないで切るしかなくなっているんです。時間がなくなっちゃっていて。そんな状況なんです。

実際に考えてみれば、今までよりか10分の1、5分の1のはえ縄しかやらないんだから、他の魚も数が多く釣れるわけないですよ。そういう状況にあって、マグロが食っても、それを逃がさなきゃいけないと。

マグロを水揚げできれば、それこそ例年の数倍の水揚げ量になると思うんだけど、それができなくて、それを切って放すと。悲しい話、恥ずかしい話であまり言いたくないんだけど、とどのつまり去年辺り、今年ですか、私、漁獲共済とかもらっているんです。水揚げで稼ぎがなくて。そういうふうな状況になっております。

今日来ている仲間の中でも、はえ縄漁をやめちゃった船も3隻います。それで、若い漁業者もはえ縄をやりたいといってやるんだけど、今こういう状況で、マグロの割当てないから、今始めても君にはそんなに割当てあげられないよ。1本か2本釣れるぐらいの割当てしかあげられないよということで、それでもやるのというと、将来の夢を見て始める漁師もいます。実は今日、隣に来ている漁師も、若いんですけども、3年前からはえ縄やったんだけど、1本か2本、去年もそのぐらいの割当てしかやらなかったんで、今度、来年、各都道府県に配付してくれる配分量によって、彼の今後の生活も決まってくるんです。彼、今年2人目の子供が生まれたんだけど、彼に一言言ってもらいたいと思います。

○参加者 今、言ってくれましたけれども、自分のところは子供が2人目生まれて、これからどんどん子供にお金が掛かってくるのに、現状の割当てだと1本しか水揚げできないんです。このままだと子供たちに満足な教育も受けさせることができないです、正直。なので、今後増枠という話ですけども、その配分を、どうか沿岸漁業者の方に手厚く配分をしてください。

○参加者 今まで各都道府県に配分する量を今の資源量に合った配分で見直してほしいということを水産庁さんの方にも何回も要望したんだけど、水産庁さんの方も、いや、どこかの枠を増やせば、どこかを減らさなきゃいけなくなると。こういう国際会議の場で全体の増枠がなったときには、必ずこの配分の見直しをするということで約束していただいたのを覚えております。でも、2年前の増枠のとき、15%増枠になったとき、近海かつお・まぐろさんの方は大体倍ぐらいに増えたんだけど、沿岸の方にはほとんどあまり

増えなかったんです。今回、小型魚はもちろんだけれども、大型魚に関しても1.5倍に増えた。この機会に、この配分の仕方、これの見直しを確実にやってほしいと思うので、このところ、ひとつよろしく願いいたします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。配分の見直しは、基礎から見直してほしいという御意見だということですのでよろしいですか。

○参加者 そうですね。これ言っちゃ悪いけど、大臣管理枠も含めた全体の配分の見直し、そこまで踏み込んで。それで沿岸の方に、本当に今回、みんなが生活できるぐらいまでの配分量をいただきたいと思っています。ひとつよろしく願いします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御意見、承知しました。

その他、御意見ありますか。

まずそちらから。

○参加者 また遊漁に関してなんですけれども、ここに遊漁枠というのがまだ正式に書かれていないんですけれども、正式に遊漁枠を設けてもらいたいということと、現行の40トンというのは、科学的根拠も何もないところで勝手に決められたと、俺はそう解釈しているんですけれども。例えば40トンって、日本のクロマグロの資源にはほぼ影響ないと思うんです。ところが、3年ぐらい前、水産庁は資源管理の枠組みに支障を来すとおっしゃったんですけれども、その枠組み自体に問題があると俺は思うんです。40トンって全く問題ないと思います。

それと、遊漁の経済効果を考えてもらいたいんです。遊漁は漁業者さんに言わせると、おまえら遊びだろうとよく言われるんですけれども、日本には憲法第13条の幸福の追求権というのがあります。その幸福を追求する権利の中で遊びというのは重要な要素です。そういう憲法でも保障されているものでもあるし、あと釣り人は皆さん、しっかりとした納税者です。要するに、納税するために、ふだん一生懸命働いているんです。その辺も考慮してもらいたいのと、釣り船の船長とか旅館の経営者とかいろいろな、あとガソリンスタンドとか居酒屋とか、これも経済効果に入れると、例えば私も日本中でクロマグロ、釣りしますけれども、旅館の経営者、居酒屋の経営者に聞いても、釣り人が大きいと。特に青森県の小泊なんかは、夏の3か月ぐらいでほとんどの売上げを出すんです。冬は閉鎖しちゃう旅館とかがあるわけです。すぐ採捕禁止になっちゃうとすごいダメージ、すごい売上げは激減するって、やっぱり困っているんです。コンビニの経営者も言っていました。ガソリンスタンドの経営者もそう言っていました。その辺の経済効果も考えてもらいたい。

日本は経済効果というのを算出していないですけれども、例えばアメリカなんかは釣り人口って年々増えて、今5,240万人、経済効果は21兆5,000億円あるんです。その経済効果を考えた上でいろいろな施策を進めていくわけです。ところが、日本は経済効果というところが全く無視されていると思うんです。

それと、クロマグロの増枠は50%決まったんですけれども——あっ、次の会議で正式に決まるんですね。いろいろなところからいろいろな資料を見ると、例えば日本海側のまき網はほぼ境港に水揚げするんですけれども、境港の今年の水揚げのキロ単価が去年に比べて8%下がりました。要するに、去年より8%安くなったわけです。クロマグロの値崩れというのはいろいろなところで既に始まっています。ですから、50%増枠したら、更に値崩れを加速させるんじゃないかと思うんです。その配分に関しては、だったら、まき網の量は据え置いて、増える分を沿岸の方に回すというのも一つの手だと思うんですけれども、基本的に遊漁のキャッチ&リリースをまず認めるということと、遊漁の経済効果を考えたら、遊漁に漁獲を回すということで値崩れを防ぐことにもつながると思うんです。遊漁のクロマグロは売買が基本的に禁止ですから、遊漁がいっぱい捕ったところで、マグロの値崩れには関係ないですから、ちゃんと売買を禁止して、飲食店等への持込み等も禁止すれば、漁業者さんの負担になることはないと思うんです。ですから、値崩れに関しても十分考えられますから、その一つの打開策として遊漁に枠を与えるということも良いと思います。

それと、キャッチ&リリースというの、ここには全く書いていないんですけれども、日本の場合はキャッチ&リリースというのが漁業法の採捕の定義という部分で否定されちゃうんです。ところが、世界的に見てキャッチ&リリースというのは、船縁まで寄せて、船縁でリリースするのをキャッチ&リリースと言うんですけれども、日本の採捕の定義だと、ヒットした時点で採捕になっちゃうから、採捕禁止になると、そのキャッチ&リリースも否定されちゃうんです。俺は釣りに漁業法というのはちょっと合わないと思うんです。なぜなら、釣りというのは漁業じゃないと思っていますから、釣りは売買を目的としない。だから、レクリエーションとかスポーツの部類だと思うんです。ですから、その辺のキャッチ&リリースの見直しも併せてお願いします。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。すみません、議題の2の方でいただいていた部分、宿題としていたのに答えずにすみませんでした。

まず40トンの経緯、もちろん御存じだとは思いますが、改めて説明させていただくと、議題の2の方で令和3年の話ありましたけれども、おっしゃるとおり、令和3年から遊漁管理、広調委でやるときには、一番最初は5トン、10トン、日本全体で年間5、6トンあれば遊漁で対応できるだろうという見込みで最初、漁獲上限というのを遊漁は定めずに管理が始まりました。おっしゃるとおり、その後、7月頃に年間で五5、6トンだと思っていたものが、6月までに確か十何トン漁獲が積み上がって、このままでは留保の中で5、6トンで対応できるだろうと思っていたものができなかったというところで、急遽20トンという上限を設けて開始をし出したというところが実態のところであります。なので、遊漁の方で科学的根拠があればというお話でしたけれども、いわゆる漁業みたいに漁獲実績、過去の実績に応じて配分をしているという意味での科学的根拠に基づく配分ということにはなっていないというのは御指摘のとおりだと思います。その後、20トンで令和3年始まりましたけれども、その後、留保の中で40トン、なぜなっているかという、もう留保を今100トンと決めてやっている中で、どうしても漁業の方で超過リスクに備えるためということであれば、50トンはどうしても必要だろうというプラス、いわゆる大学とか科学調査、調査船みたいなもので採捕するものもカウントしていますので、そういったものの対応で10トン。その他充てられるものとして限界が40トンであるということで、今の遊漁管理となっております。

なので、経緯としてはそうなっておりますし、議題の2の方でもありました、まだ調査段階、いわゆる試行的な過渡期であるというのは正にそのとおりだと思いますし、40トンというのもあくまで管理を始めてみて、状況に応じてやってきているものですので、科学的根拠に基づいて40トンが配分されているわけではないという状況です。

その他、遊漁の枠を設けてほしいというのは札幌の方でもいただきましたけれども、その他の御意見、ちゃんと記録して御意見賜りたいと思っております。

○城崎沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室からも補足をさせてもらいたいと思います。今の経済効果の話ですけれども、確かに日本で釣りの経済効果、きちんと定量化されたものはないんですけれども、いろいろなところでお聞きすると、確かにクロマグロ遊漁によって地元が潤っている部分がある。あるいは遊漁船業についても、中には漁業者、漁業と兼業されている方もいて、漁村の活性化にも貢献する。いわゆる水産庁が柱としている海業にも貢献する部分があるということがありますので、これらの遊漁船業、いわゆる遊漁におけるクロマグロの数量というのをどういうふうにか考えるかというのは、正しくこれからどう

いうふうに考慮するべきかということに尽きるんだらうというふうに思っております。

それと、キャッチ&リリースにつきましては、先ほど釣りは漁業法にはなじまないという話がありましたけれども、私らは遊漁ではなくて、遊漁における採捕行為ということで考えております。採捕行為によって、商売するのであれば漁業になりますし、それを遊ぶということであれば遊漁になるわけでありまして、その共通項は採捕行為であります。採捕行為というのは漁業法の中できちんと整理がされていて、その解釈として、海にいる水産動植物を自分の所有下に置くことに移す行為であるというふうにしてしておりますので、目的採捕、クロマグロをされるような道具立てで釣りをすれば、それはクロマグロを釣りことになる蓋然性が高いだらうということで、採捕行為に当たるわけでありますから、そうなりますと、採捕行為、採捕期間が禁止された以降の行為というのは、クロマグロを釣っていると駄目ですよという話になるということです。釣りが漁業法概念に当たらないというわけではなくて、私どもは採捕行為ということでくくって物事を考えておりますので、そこは合理的なものになっているだらうと思っております。

とはいいまして、キャッチ&リリースに対する非常に高い要望があるということも聞いております。技術の進展によってほぼほぼうまくキャッチ&リリースができる、釣って速やかにクロマグロを水中で逃がすことで、魚体に傷を付けずに生残率も高いだらうと言われて、そういう御意見があることも承知しております。一方で、クロマグロ遊漁については効率だけを目的にして、食べたい、持ち帰りたいという人が多数いるということも事実なものですから、その辺の間をどういうふうに取り持ってキャッチ&リリースというのをどういうふうに扱っていくのかというのは、なかなか時間が掛かっておりますけれども、これからも検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○番場課長補佐 引き続きでもしあれば。

○参加者 先ほどのキャッチ&リリースに関してなんですけれども、新しい資源管理の方針として、国際的に見て遜色がないという部分があるんですけれども、日本の新しい漁業法というのは欧米の資源管理、例えばTACとかIQとかMSYとか、そういうようなものを取り入れて新しい漁業法ができたと思っているんですけれども、遊漁に関しては全く、俺が見た感じでは、日本の遊漁って原始時代からほとんど進化していないと、そう見えるんです。ですから、国際的に見てという場合に、資源管理先進国ではキャッチ&リリースというのは船縁まで寄せてリリースするのをキャッチ&リリースと言います。だから、日本の採捕の考え方とちょっと違うんです。大分違います。そして、例えばアイルランド、

カナダ、イギリス、デンマーク、スウェーデンなどは、キャッチ&リリースにする遊漁が認められています。例えば、今言ったような国は国自体にクロマグロの枠がないのですけれども、ですから、漁師は捕ることができないんです。ですが、遊漁はキャッチ&リリースを前提としたらオーケーとなっているんです。それを海洋大臣とか漁業大臣が推奨しているんです。要するに、資源をほとんど減らさずに地方経済に貢献できると、このようなキャッチ&リリースを否定する理由はないと。

ですから、キャッチ&リリースを認めて、周年釣りができるようになれば、地方経済に大きく貢献できると思うんです。ですから、キャッチ&リリースに関しては今の採捕の、遊漁室長がおっしゃったことに関しては、そこを見直していただきたいと。

以上です。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。採捕の考え方を見直す。これは漁業全般にも、全部に係ってくる話で、そこはなかなか難しいなと思いますけれども、クロマグロ遊漁におけるキャッチ&リリースの考え方、そこでそういうものを除外、クロマグロ遊漁についての採捕をうまくやっていく、まあ、周年までできるか分かりませんが、一部ででもできるようなアイデアというのは、採捕の考え方そのものを変えるのではなくて、キャッチ&リリースの一部でもうまく外すことができないのか。そこは制度的にはできるものかと思っておりますので、色々な課題がある中で、そういうアイデアというものは追求していきたいと思っております。

それと、諸外国の例はもちろんそうでありますけれども、我が国は我が国で漁業法の概念で非常に綿密に作り上げてきた経緯がありますので、そこは私は尊重すべきだと思っております。もちろん、諸外国の例というのは承知をすべきだとは思いますが、諸外国と我が国では、漁業、水産動植物にまつわる実態が全く異なりますので、そのまま海外のものと比較するというのはなかなか難しいのではないかとと思っております。ありがとうございます。

○番場課長補佐 よろしいですか。

そうしたら、手前の方お願いします。

○参加者 先ほど話をされていた方の話に共感したんで、ちょっと意見を言いたいんですけれども、クロマグロの規制が始まって、沿岸漁業の人はみんな我慢をして、いつか枠が増えると思って、それで今日に至って、50%の増量になって。この枠をどう分けるかというのは、日本国内の漁業者さんが一番気になることであって、みんなに権利があると思う

んです。大臣許可のまき網も、自分らみたいな沿岸の零細漁業者も、遊漁の人も。けど、過去ずっと、何年も前から資源を保護してきている人らの意見を尊重して分けてほしいと思います。

○番場課長補佐 分かりました。私の理解で言うと、まずは今この厳しい管理の中で我慢してきた人の方をちゃんと考えてほしいということですね。はい、承知しました。

そうしたら、続いて左の奥の方、お願いします。

○参加者 沿岸漁業の方たちの声というのは非常に響くところがありまして、かつて九州に釣りに、マグロに行っていたときに、壱岐の漁師さんたちが本当に、まき網が嵐の晩に、一晩で来て、全て捕り尽くして、もう釣れなくなっちゃったと。それに賛同して、私たちも5年ぐらいですか、クロマグロの産卵を守りましょうということで、デモに参加したようなこともありました。

それから、竜飛で釣り船が皆さん出ているときも、産卵期のクロマグロ、釣りするのをやめようということで、6月、7月はもう船を出さない。皆さん営業がかかっているのに、それでも船を出さないという時代も体験しました。ただ、広域漁業調整委員会の席でいろいろなお話を聞いた中で、北海道の定置網の方々が中に入ってしまったマグロを逃がすためのいろいろ工夫をして、2,100トン逃がしているけれども、恐らく死なずに全部逃がせているんじゃないかと。それから、はえ縄の方々が結局漁獲枠をオーバーしてしまうから、8割以上は逃がしているんだよと。そういうテレビで流されている、ニュースで流されている画像とか見ている、結局、船に揚げる前にラインを切って逃がすようなことをされていて、例えばこれから遊漁船、遊漁者に対する枠がいただけることを希望はしているんですけども、恐らくその決められた枠の中で、それを守りながら、例えば船縁でもうラインを切って逃がしてすれば、生かして逃がすことも可能ですし、それを環境に負荷、漁獲枠に負荷を掛けない形での遊漁の道、それをこれから探っていきたいと思っています。

それから、基本的には漁業者の方も遊漁者の方も、TAC管理の中に組み入れられていくわけですから、それをどういうふうに管理していくかということで考えていけば、少ない枠、果たしてどれだけの枠がいただけるか分からないですけども、それを有効に活用しながら、周年を通じた、そういうプレジャー、スポーツフィッシングというのがこれから構築していけるんじゃないかなと思うんですけども、是非、できれば今の遊漁者の枠が、ある程度みんなが、釣り人が満足できるレベルまでいただければ有り難いと思っています。

おります。

○番場課長補佐 ありがとうございます。参考までにというか、もしあれば教えていただきたいのが、満足いくレベルというのは。

○参加者 実際にここ何か月かの40トンの遊漁枠でいくと、月ごとに7トンという枠が定められて、実際にそれが4日で消費してしまう状況ではあるんです。今、釣り人は1日1本。しかも、もちろん遊漁船を使って出るわけですから、いつもいつも出られるわけではない中でも、本当に今のクロマグロ、すごく増えていますし、大型化しているんで、仮にですけれども、概算で考えて、4日で7トン消費してしまうとして、月に30日あっても、3分の2、二十日間出られるというふうに考えると、少なくとも月35トンぐらいは消費するのかなと。その12倍と考えると、350トンの……やっぱり400トン近く、普通に釣っていたら消費してしまうだろうと思うんです。ただ、それもいつもいつも良い状況ではないわけですから、押しなべてそういう状況が続くとすると、そこが一つの——まあ、400トンとか500トンが普通に釣りをして、1人1本という魚を捕っていく量として、年間で日本中の釣り人が普通に釣っていたら確実に消費する量かなと思います。ただ、例えばバグリミットの方法を考えると、例えばそれが1日、今1本ですけれども、それが違った方法で、そのバグリミットの数を減らすとか——まあ、釣法ですね。スポーツフィッシングの枠を超えたような、例えば電動リールを使ったようなリールで釣ると、1日にもう何本でも釣れちゃうような状況の中で、それが果たしてスポーツフィッシングかなと疑問に感じるところもありますから、例えば動力を使った釣りが遊漁にどうかというのは、これは個人的意見なので、そういうところを規制して行って、本当にあの巨大なクロマグロと戦うみたいな釣りに釣法が限定されていくと、そんなには簡単に釣れないぞということも考えるので、押しなべて普通に釣っていったら、この形ですと400トンか500トンぐらいは必要になると、個人的な意見としては思います。

○番場課長補佐 すみません、ありがとうございました。

それから、引き続き奥の方。

○参加者 私どもは公益財団として活動しておりますけれども、公益という立場から釣りのクロマグロ遊漁に関して質問とお願いを申し上げたいと思います。

いつも遊漁は、クロマグロ釣りの広域漁業調整委員会とかに出ますと、「おまえたち遊びだろう」と、いつも言われてしまうわけですが、私は釣りというのは遊びでもありますけれども、きちんと公益性があると考えております。それは先ほど何人かの方たち

からも意見が出ましたけれども、やっぱり遊漁船ですとか、釣り具を製造・販売しているところですか、あとは地域経済に貢献するといったような公益性が十分あると考えております。

確かに今までは釣りというのは無主物の自由採捕ということで、釣り放題、捕り放題でしたけれども、参考資料の55ページにもあるように、クロマグロが先行しておりますけれども、クロマグロ以外も資源管理、TAC管理の中に取り込まれていくということになります。そうしますと、結局遊漁も漁業者と同じ土俵に立っていくということになっていくかと思えます。

そこで、今回は増えた分の、増枠の分の分配の部分が大きな議論になっておりますけれども、ここに関して言っても、今後クロマグロだけに限らず、TAC管理に組み入れていくということに関しては、その数量に関してもきちんと議論していただきたいというふうに思っております。漁業者の方は、今までの採捕、水揚げ実績によって分配されていたとお聞きして、承認制になったとお聞きしておりますが、釣りに関してはここ4年ぐらいの実際の管理において、大体規模感も皆さん、我々も含めて分かってきたと思えます。

先ほどもお話があったように、大体今の、現状の1日1本というバグリミット制の中で見ていくと、400トンぐらいの規模が捕れてしまうだろうという規模感が分かってまいりました。我々も資源管理に関しては賛同する立場ですので、もうむげに捕らせろと、満足いくまで捕らせろということをするつもりはないし、漁業者の方が痛みを感じているように、我々も我慢しつつ、この釣りを楽しんでいきたいというふうに考えておりますので、先ほどの方からも話したように、キャッチ&リリースですとか、あと遊漁の方法ですとか、そういう方法を考えれば、もっと少ない数で満足のいく経済効果を果たせるような遊漁ができてくるんだと思えます。

最後に1点ですけれども、今まで漁業に関しても、基本的に沿岸クロマグロというのは捕り放題だったのが、管理してキャップをかぶせられてやっていかなくちやならないという新しい、要するに日本の漁業のステージに入ったと思えます。新しいステージに入ったから、いろいろなアイデアを出すことによって、漁業者の方も、遊漁者の方も満足のいく、更に経済効果の高い方法があると思えます。それは、今までのキャッチ&リリースに関しても採捕という概念というのはしきりに言われましたけれども、そういうことを一から議論し直して、新たな考え方で、今回の割り振りなども進めていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

そうしたら、すみません、まず先に挙げていた方。

○参加者 手短かに質問したいんですけども、幾つかあります。

令和2年だったと思うんですけども、沿岸、特に太平洋、沿岸の漁船で承認漁船がゼロになった岩手県のような所があったので、確か最大400隻ですか、新規の承認を認めますという決定が行われて、ほとんど漁業者に周知されていないので、岩手県のごくごく少数、10隻ぐらいの漁船が新しく承認をもらっただけだと思いますけれども、今回、来年ちょうどそれから5年になるわけですけども、新しく沿岸漁船、新規参入したいと、クロマグロ漁に。そういった漁船に対する新規の承認、僕は出すべきだと思うんですけども、現時点での水産庁のお考えはいかがでしょうか。それをまず1点お伺いします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。配分ではなくて承認の方の話で、岩手県ゼロ、実績船しか認めないとなったときに、岩手県、1度ゼロになって、その後、本当に必要な人ということで、今10隻程度承認が出ているというのはおっしゃるとおりだと思います。今後の部分については、まだこの承認期間、2年にしていますけれども、この3月までの承認で、次の4月以降の新しい広調委指示での承認というのはこれから検討していくことになると思います。今具体的に水産庁の方で措置が細かな規定決まっているわけではありません。これも私担当ですけども、そういう部分、新規承認どうしていくんだというのは検討していかなくちゃいけないと思っています。ただ、それを検討する上では、今1万8千隻くらい承認がある中で、実際に捕れている人というのは4割程度なんです。空枠とかと呼ばれますけれども、承認は持っているけれども捕れていないという人もいますので、その辺との兼ね合いで全体枠を増やすのかとか、その承認どうやって認めて、新しい人に認めていくのかというのは検討していきたいと思っています。

○参加者 ですから、承認のスクラップ・アンド・ビルドといいますか、減った分のうち、一部は新しく新規参入者の承認を増やしていくとか、それが例えば遊漁とか釣り人に対する承認という形になってもいいんじゃないかなと思いますけれども、それは是非検討した方が世の中うまく回っていくんじゃないかなという気ははた目から見ていますので、1点要望しておきます。

それと、想定される主な事項というのは、これは水産庁が整理されたものだろうと思うんですけども、配分基礎、2002年－2004年が基本だと。これを今後も続けたいということかもしれませんけれども、私、先ほどの方から、前回の15%増枠のとき、沿岸はちょっ

としか増えなくて、近海はえ縄がどんと増えた、そんな話がありましたけれども、水産庁のやり方を見ていると、もう漁業者の内輪もめの種しかまいていないのかなと。

そんな感じがするのは、今近海はえ縄では二つ、水産庁に対する係争案件が起きています。宮崎の漁業者がI Qの配分の仕方がおかしいということで審査請求を出した。それと、漁業者が裁判を起こして、これもやはりI Qの仕方がおかしいじゃないかということで今水産庁と争っていますけれども、私、それをきっかけにちょっと調べてみたら、2002－2004年、かつお・まぐろ漁業、これ752トン、大型魚の配分があるんですが、2018年、T A Cが始まったとき、167トンしかかつお・まぐろ漁業、近海はえ縄に配分されていないんです。つまり、4分の1ぐらいです。これがすったもんだ、データ枠を上乗せするとか、いろいろな名目を付けたけれども、結局分かりやすいというので、2002－2004年を下回らない数量ということで、754トンというのがようやく最近になって出てきたんだと思うんです。この点、水産庁はこれ失敗したと思っているのか、うまくいったと思っているのか。このプロセス、どういうふうを考えていらっしゃるのかなと。私は明らかに配分のミスがここであったと思うんですけれども、現時点で水産庁はどういうふうを考えていらっしゃいますか。

○番場課長補佐 752トン、12ページ目のことをおっしゃっていると思うんですけれども、752トンは当時の漁獲実績なので、当時、2002－2004年にこれだけ配分していたということではありません。2019年の362トンの方は国内配分は大型魚について当時、当時の直近年を使うということになっていて、その前、2年前くらいの2年間くらいの数字で配分したのが基礎となっているんです。それは沿岸も含めてそういう基準で配分したので、362トンになっていました。

失敗していたか、成功していたかというのは、特段我々としてお答えぶりで、答えられるものではありませんけれども……

○参加者 分かりました。752トンは漁獲実績であると。これは私も、そこは勘違いしていない。つまり、2002－2004年の実績を基にこれから先も配分を決めるというのであれば、また同じような、例えば2018年T A Cが始まったときに、かつお・まぐろ漁業だけ極端に少ない配分……

○番場課長補佐 もう一つ言うと、今おっしゃっている、我々としてW C P F Cの基準年をこれからも使いたいという意図があるという話は、そんなことはなくて、そこも当然今まで皆さんから聞く中で、さっき沿岸の方からもお話ありましたけれども、そこも見直し

てほしいという意見も当然我々も聞いていて、こういう議論になると思っていますので、我々としてこの2002－2004年を続けたいと思っているというのは特段なくて、それも含めて、このブロック会議とか皆さんに意見を聞いて、今後くろまぐろ部会も含めて検討していきたいと思っているというところです。

○参加者 分かりました。国全体の枠を大ざっぱに決めるときは、2002－2004年のデータは活用せざるを得ないんだと思うんですけども、実際の漁業区分ごとの配分を決めるときに、2002－2004年という実績にどこまでこだわる必要があるのかなど。実際に今までもこだわってこなかったし、こだわらずに成功した漁業区分もあるし、こだわって大失敗した近海はえ縄のような区分もあるわけです。一番安定しているのは大型まき網だけなんです。

○福井漁獲監理官 御意見ありがとうございます。今いただいた13ページの表というのは、あくまで今回いろいろ御意見をいただくに当たって、今の配分の考え方で主な項目を挙げて、今現状こうなっています。もっと言えば、この表のもう一個右側に、もう一個欄があって、今後こうしていきたい、皆さんの意見みたいなものを入れ込んでいくようなイメージで作成していますので、そういう御意見をいただければいいと思っております。

○参加者 分かっています。この表は多分皆さんも毎回見ているから、そこら辺は誤解していないと思います。ですから、今後の配分に当たって、もし可能であれば、先ほどから経済効果とかいろいろありましたけれども、例えば1トン当たりでどのくらいの価格で売られるのかと。やはり価値の高いマグロを捕る漁業を優先して配分を決めるという視点も必要ではないかなど。今まで価値の低いマグロを捕る漁業にたくさん枠を与えていたので、実際大型まき網ぐらいしか、このまき網規制が始まって、生産額を増やした漁業はないんだと思うんですけども、各漁業区分ごとに実際クロマグロ規制が始まって、漁業生産額が増えたところ、減ったところ、1人当たりの生産額が増えたところ、減ったところ、もう少し数字をきちんと示しながら意見を聞くようにした方がいいんじゃないかなど。そうしないと、ざくっと数量だけつじつま合わせみたいにして、どこかの漁業種類にしわ寄せをやって、紛争を起こすということをずっと繰り返すんじゃないかなどという気がしましたので、意見を申し上げました。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

その他。

一旦ウェブの方をかけてもよろしいですか。すみません。

そうしたら、お待たせして申し訳ないですけども、よろしく申し上げます。

○ウェブ参加者 今いろいろな意見をずっと聞いておりましたけれども、当協会は、かつお・まぐろ、大臣区分の方に所属しております、会員の方が。その中でもやはり不公平配分があるということで、漁業者同士の確執とでもいいたいでしょうか、争いに発展してしまっているという実態があります。そこで、どのようにして皆さんの不公平配分を解消するための配分方法があるのかと、いろいろ考えてはみますけれども、なかなかそれを解決するための要素というか、そういうのが思い付かないというのが現実です。ただ言えることは、過去の漁獲実績という要素は外せないのではないかと考えています。採捕停止が出た後に放流するわけですけども、漁具の被害とか放流作業とか、そういうのに非常に大きな負担が当然まぐろはえ縄の、かつおはえ縄の方は負担が大きく掛かっているわけですけども、そういうことは当然配慮されていることと思います。

ただ、先ほど配分の考え方の中で、2002年から2004年を基準年とするというふうになっておりますけれども、これの見直しは考えられ得るというお答えでしたが、是非国内配分においては、この基準年を新たに考え直すということはやっていただきたいなと思います。

それから、経済効果。遊漁の方々が、経済効果も評価して、配分の要素として取り入れるべきということをおっしゃってございましたけれども、経済効果というと、漁業と遊漁との規模です。圧倒的に漁業の方が経済効果は大きいのかなと。それを比較して遊漁の方を見ると、やはり漁業と比べると小さな数字になってしまって、逆にバランスが悪い指標になってしまうんじゃないかと、そういう気がいたしました。

ですので、経済効果の考え方については、いろいろなシミュレーションですか、そういうことを根拠、根拠作りをしながらやるべきだろうと思います。ただ膨大な作業になるということは間違いないと思います。どの漁業者も、まき網にしろ、かつお・まぐろにしろ、沿岸漁業にしろ、この増枠に関しては非常に大きな期待を持って会議を注視してございましたけれども、50%程度の増枠ということになって、まだまだ今の資源が回復している中では足りていないと。しかし、捕り過ぎてもまた逆効果になって、また資源が減ることになる。その兼ね合いです。50%が妥当かどうか。そして、その50%で遊漁の方も漁業者も不満を解消できる方法ということを見ると、やっぱり足りないというのが感覚的に感じることです。

沖縄県は、知事管理のことをあえて申し上げますけれども、過去の最大実績というのが

2020年に220トンという実績があります。今回の配分の見直しにおいて、この最大実績を基準に、50%増枠、イコール……単純計算ですけれども、330トン以上、そういう枠が沖縄県に配分されれば、沖縄県の小さな零細な漁業者の生活も少しはゆとりが出るのではないかなど。そして、漁協の経営にも非常に、最盛期前に採捕停止が発動されますので、漁業者の所得が落ちると同時に、漁協の収入ももう落ちてしまいます。少なくなってしまう。皆さん、つながっておりますので。それでだんだん生産意欲も、それからモチベーションも全て落ちてしまって、増枠、ある程度——まあ、沖縄は4月から6月が最盛期と言われてはいますが、最低3か月間操業できる程度の枠があれば、何とか1年を通して生活やっていけるけどなというのが現場の声です。是非そういったそれぞれの地域の実情というものも配慮して、配分していただきたいと思います。

以上でしょうかね。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

そうしたら、順番に。

○参加者 水産庁の皆さん、日頃から資源管理、またWCPFCの会合等お世話になっております。ありがとうございます。

私の方からは、先ほどの方からも発言があったんですけども、実績を考慮した配分というところで御意見をさせていただきたいと思っております。

現在の都道府県別漁獲可能量の配分状況なんですけれども、一部の都道府県では最大実績に近い値が配分されている都道府県がある一方で、先ほど御意見をいただいております千葉県さんですとか和歌山県さんですとか、最大実績に届かない配分にとどまっている都道府県さんもいるという、格差というものが生じている現状がございます。今回、増枠という良い機会がございますので、この当初配分の最大実績からの格差というものについては是非是正をしていただきたいというふうに考えております。

そしてもう一つが、追加配分というものも現在取り入れられておまして、令和4年度以前までは最大実績の97%までを追加配分で賄っていくというような考え方をお示しいただいていたところなんですけれども、令和4年度以降につきましては譲渡メリットとシェア配分という考え方が取り込まれたことによって、令和6年度については最大実績の70%というところで、本来最も考慮されるべき実績というものが逆に考慮されなくなってしまうというようなルールになっている現状がございます。また、譲渡メリットにつきまして

は、言ってしまうと、枠を余らせてしまった都道府県が各都道府県に配分することによって、余っていた漁獲枠を更に拡大することができるようなルールとなってしまっているという現状もございますので、この点につきましてもこの機会に、是非ルール改正という形で御検討いただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御意見承知しました。

札幌の方でも話がありました、今いただいた意見に関連するものとして、追加配分のそもそもの繰越し量というか、追加配分の手元が減っているというのは今おっしゃっていたものとちょっと関連するのかなと思いましたがけれども、いずれにしても配分方法とか、追加配分、要は沿岸への配慮が減っているんじゃないとか、そういったところ、御意見承知しました。

それから、こちらの手前の方。

○参加者 すみません、ちょっと趣旨等は変わるんですけども、ちょっと遊漁の人に聞きたいんだけど、遊漁の人は増枠ということを望んでいるでいいのかな。認識として。

○参加者 もちろん増枠と、ちゃんとした正式な遊漁枠を設けてもらいたいということです。

○参加者 ちょっと言いづらいところもあるんですけども、さっき空枠みたいな話があったじゃない、承認制の。あれは承認制で、空枠ではないんだよね。みんなが捕れなくて我慢している。実績重視で来ているから、枠が欲しくても1キロももらえないという人もいっぱいいる。その中で1日で終わっちゃう枠でも、あっただけいいと思うんだよね。うちらも正直な話、納得していないもん、今の枠は。俺らも1日で終わるから。365日ある中のマグロ漁が1日で終わってしまう枠しかももらえないんだから。ほんの数匹の話だよ。さっきの人だって、年間で1匹、2匹しか捕れない人もいる。承認あっても枠もらえなくてゼロの人もいる。みんな我慢している中で増枠増枠って、俺が決めることじゃないから、国が決めるから、それは国に任せることだけれども、そんなに満足いくみたいな、そんなのは誰ももらえないんだから、あまり言ってほしくないよね。聞いていて、あまり良い気持ちがない。漁業者の人は、多分みんなそうだと思う。それについてちょっと話してもらいたい。

○参加者 自分が聞きたいことも併せて今の返答もしますけれども。水産庁前でデモやったんです。そのデモの主催者は私です。2015年から4年間、水産庁とニッスイの前でデモをしました。全国から遊漁船の船長も参加しました。そのデモをやるときの理由が、何を

立ち上げてやったかというのと、産卵期のマグロを捕るな、絶滅危惧種のマグロを捕るな。ターゲットはあくまでもまき網でした。そして、沿岸漁業者と歩調を合わせて動きました。壱岐や対馬の漁師さんとも何度も会って話をし、壱岐や対馬の漁師さんが産卵期のマグロ漁をやらないと決めたら、では我々遊漁も6月、7月の産卵期のクロマグロは捕るのをやめようと言って、日本中の遊漁船の船長や釣り人の多くがそれに従いました。そして、クロマグロは資源が回復しました。かなりのスピードで回復しました。

それで、別に私は、沿岸の漁業者さんに対してのことには何も言いません。特に枠は増やしてあげた方がいいと思います。ですから、先ほどもおっしゃったように、境港のクロマグロのキロ単価が下がっているんだから、今後も値崩れが予想されるわけですよ。だったら、まき網の漁獲枠を据え置いて、沿岸の皆さんにそれを回した方がいいんじゃないかというのが私の考えです。

それと、経済効果に対してお話がありましたけれども、経済効果に関しては、アメリカはちゃんと経済効果を調べているんですけども、アメリカのスポーツフィッシングの経済効果は21兆5,000億円です。ほとんどの州でスポーツフィッシングの方が漁業よりも——漁業はコマーシャルと言うんですけども、コマーシャルよりもスポーツの方が経済効果は大きいです。日本では全国的な経済効果というのは調査したことが1度もないと。さっき遊漁室長もおっしゃっていましたが、地域的には経済効果を算出したところがあります。例えば昨年、東京海洋大学の教授が函館の遊漁船のクロマグロの経済効果を26億円と算出しました。それと10年ぐらい前ですか、京都大学が丹後海の経済効果を調査しました。この経済効果は正直言ってコマーシャル、漁業者よりも経済効果は大きかったそうです。

それと、例えば境港で今年の水揚げの総額は16億円ちょっとです。ですが、経済効果という末端までいろいろ含めるから、その10倍ぐらいにはなると言うんですけども、それであっても160億円です。全国の遊漁者に、例えば私は500トンぐらいの枠が欲しいと思っているんですけども、500トンの枠を与えれば、経済効果は1,000億円を軽く超えると思うんです。それと、現行の40トンだと、私はいろいろな方と話を聞いて、クロマグロを狙っている釣り人口って一体何人ぐらいいるんだろうと。大体5,000人以上1万人未満というのがほとんどの人の意見です。大体その中の7,000人とすると、7,000人とすると、40トンの枠だと、1人5.7キロしかないんです。もちろん、30キロ未満は採捕禁止ですから、5.7キロのマグロはキープできません。ですから、7人か8人に1人しかキープできない

形になって、30キロだと計算してですよ。でも、今平均サイズが上がっていますから、60キロぐらいありますから、多分十何人に1人ぐらいしかキープできないんです。そうすると、現在水産庁が決めている1人1日1匹のバッグリミットってほぼ意味がないんです。ほとんどの人がキープできないわけですから。それを500トンにすると、1人当たり71キロになります。そうすると、1人1日1匹の、年間1人1匹のところまではいくと思うんです。ですから、私、そういった500トンというのが果たしてクロマグロの資源管理にどう影響するかですよ。俺は遊漁者が500トン捕ったところで、クロマグロの資源にはほぼ影響ないと思っています。

以上です。

○参加者 いいですか。

○番場課長補佐 私の方からよろしいですか。すみません、ありがとうございます。

まず一つ目、空枠という発言は失礼しました。もちろん、枠がたくさんあっても、今捕れない人がたくさんいて、数量の問題で捕れない人がたくさんいるというのは当然承知して、すみません、「空枠」という言葉で気分を害したようで申し訳なかったです。

遊漁の話もありましたけれども、おっしゃっていたとおり、最終的に数字を決めるのは農林水産大臣であり、我々国の方が決めるので、この場は皆さんの発言、皆さんが他の人たちを聞くというのも、すごい意味のあるものだと思いますけれども、基本的に意見は我々の方に言っていただければと思います。会場の中で遊漁と漁業でけんかするということは良くないので、我々に対して言っていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

あとは、遊漁の方、すみません、私の方から規模感はどうかと聞いていたところもありますけれども、当然400トンとか500トンと今お伺いして、それを配分できるかというのは当然今お約束できることではなくて、これからどういう配分の考え方をやっていくかで、その計算でどうなっていくかということが決まるので、ここで何か数字について我々の方からお約束できるものはないんですけれども。

遊漁の話、今日たくさん出ていますけれども、遊漁の方も、遊漁船業の方はそれで案内をして生活もあるというのも、今回意見も出ていますけれども、その中で数日で、月が始まると数日で採捕停止になって控えていて、クロマグロを捕るといっているのを我慢しているというのは、そこで生活がかかっているというのもあるので、その辺は御理解いただければと思います。

もう一つが500トンがとか400トン、それが資源に影響がないというのは、ちょっと。まあ、ここは意見をいただく場なので、我々から反論する場ではないとは思っていますけれども、漁業者の方も、400トン割り振られている都道府県、500トン割り振られている都道府県——都道府県別に見れば、そういった管理区分の都道府県というのはほぼありません。多分沿岸の皆様から見れば、すごい大きな数字なんだと思うんです。それから、数十トンの枠で1年間やっていらっしゃる県。県全体として数十トンしか大型魚の枠がない所も、その枠を守って今やっていただいています。それは少なからうが、捕っている限りは資源に何らかの影響はある。ゼロではないので、そういう考え方の中でクロマグロ、日本としての枠が決まっているので、これをどうしてもオーバーするわけにはいかないということで、数十トンの都道府県の枠の都道府県さんでも今すごい厳しい管理で守っていただいているので、500トンぐらいは資源に影響がないというのはちょっと言い過ぎかなと思っていまして、程度はあれど、資源への影響は少ないかもしれませんけれども、捕る以上はこのクロマグロの管理、日本の中でどうしていくかというのは皆さんで考えていければと思っていますので、よろしくお願いします。

すみません、長くなりました。引き続きあれば、よろしくお願いします。

○参加者 すみません、500トンが資源に影響があるかないかということですがけれども、ほぼないと思います。それと、その500トンを与えたことによる経済効果を考えていただきたいということです。

それと、実際、例えば都道府県では400トン、500トンは大きいと言うんですけれども、それじゃ遊漁者も都道府県別に分けたら、とんでもなく小さくなっちゃうわけです。現行の40トンというのは各都道府県では1トンにも達しないということになるわけです。正直言って4日で採捕禁止、5日で採捕禁止。もうほとんど、例えば9月、10月は2か月間で釣りができたのは、たった5日間。そのときの経済的損失って相当大きいと思うんです。

それと、コロナ前は海外の釣り人がいっぱいクロマグロを釣りに来ていたんですけれども、ほとんど全く見なくなりました。そういう経済的損失も大きいと思うんです。ですから、単純に遊漁は遊びだからという考えじゃなくて、遊漁の経済効果、データの的に管理して。

それと、海外でも、俺はノルウェーの水産庁とお話ししましたけれども、どのように管理していますかと聞いたときに、民主的に公平に管理していると答えたんです。要するに、日本も私は民主的に公平に管理していただきたいです。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

そうしたら、続いて。お待たせしました。

○参加者 先ほど漁獲実績によって配分した方がどうですかという意見が出たんですけれども、この漁獲実績に対しても、今制限がかかっている中での漁獲実績なわけです。それで、千葉県最大で70トン捕っている年もあるんですけれども、現在基本となる数量は29.1トンしかありません。どのぐらい数量欲しいと言ったら、今の10倍は逃がしているんでという話になっちゃいます。

そういうこともあるんですが、近年、それこそ本当に沿岸の近く、3マイル、5マイルの所でマグロは捕れてしまうんで、全然マグロとは関係ないカジキの曳き縄。曳き縄をやっている船も今年辺り6匹ぐらい水揚げされたんです。それで、その人なんかには本当は枠は与えていないんですけれども、食っちゃったもので、水揚げしちゃったものですから、捕らなきゃいけないんだけど、でも実際よくその事情を、配分量が少ないという事情を知らない人には……、何と言ったらいいんだろうな、マグロの承認を持っている人には、1人1匹捕らせてあげたらどうですかみたいなことを言われるんです。千葉県って400隻以上の承認を持っているんです。その人たちに1匹ずつ捕らせたなら、千葉県、4,000トンあっても足りないということになっちゃうんです。そんなむちゃなことも言う人もいるという中で、千葉県としては漁獲実績以上に、それ以上に資源量が増えているということも耳に聞いたことで、そっちからも判断していただきたい。今本当、基本となるのが29トン。これ本当、この数字はどうしようもないんです。1隻、定置とか他のところに分けたら1トンもなくなっちゃうんです。去年辺りだと、みんな魚は大型化していて、小さいやつで130キロ、大きいのが200キロ超え。10匹捕れたら良い方です。そんな中で生活していますので、そこのところ、もうひとつちょっと考慮して考えてください。よろしくお願いします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

そうしたら、またもう一度ウェブの方で、よろしくお願いします。

○ウェブ参加者 御指名ありがとうございます。今日は遊漁の関係の方からの意見がすごく多くて、漁業関係の中の配分についてはあまり御意見が出なかったのは、なかなか皆さん妙案がなくて、これだという最適解を見いだすのが難しいのかなというふうにお聞きをしておりました。

私の方からは2点お願いがございまして、一つは混獲枠の取扱いなんですけれども、茨

城県の旋網業者、イワシ・サバ漁をやるのに混獲管理で非常に苦勞している実態があります。その中で実績に基づく配分だとか、いろいろルールは決まっていくなんでしょうけれども、留保の中でも混獲枠の部分について十分に配慮をしていただきたいと。そうでないと、マグロでない、例えばイワシとかサバへの漁獲の影響というのが出てきてしまうということ、マグロそのものではないところへの影響というのが大きくなってしまいますので、混獲について、配分を考えるときに十分配慮をお願いしたいというのが1点でございます。

あともう一点は、今日の参考資料の方の一番最後のページに、共済・積立ぶらすという資源管理への支援措置のページがございますけれども、今聞くところによると、特に積立ぶらすのクロマグロの管理の在り方について、制度の見直しをするというような動きがあるというふうに伺っております。今まであまり共済・積立ぶらすと資源管理というのは漁業者サイドでは密接に、これが裏表の関係にあるというのを理解されていない方が結構いるんじゃないかなと思うんですけれども、是非配分の見直しをするときに、こういった支援措置との組合せをどういうふうにしていくのかということも、例えば非常に管理が強化されて、苦勞されるような方が出てくるということであれば、それに対しては収入安定対策とかでこういうふうに手当てをしていますよというようなことをもう少しひも付けをした形で説明をしていただくと良いんじゃないかと思っておりますので、2点目は要望としてその点を申し上げたいと思います。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御意見賜りました。

すみません、会場の方、また御意見等ありましたら。

○参加者 僕からはコメントと、今回に関する意見、提案の二つでちょっとお話しさせていただきます。

冒頭はちょっとコメントになるんですが、掘り返してしまって本当に申し訳ありません。先ほどの遊漁の方というふうにコメントされていた漁業者の方。で、遊漁の立場でお答えいただいていたけれども、ちょっと僕らからもお答えをさせていただきます。

○参加者 やめた方がいいんじゃない。けんかしない方がいい。だから、俺はやめたんだよ。

○参加者 では、そのコメントには返しませんので、ちょっと実情ということでお伝えをさせていただきます。

私はクロマグロの遊漁の問題に取り組んで非常に、先ほどいただいたコメントも、気分

を害されたということで申し訳ないと思いますし、一方で非常に悲しい、つらい思いをすることの方が実は多いです。例えば今年、令和6年度、2024年においては、遊漁に関してはこの8月、9月、この管理枠が2か月間になりました。というのも、これ昨年度、令和5年度に、8月と9月に関しては、特にこの時期というのは東北地方、具体的に言えば青森県、北海道のエリアでクロマグロの遊漁がシーズンになることもありますので、昨年は非常に多くの海域で資源管理に協力をしていこうということで、いわゆるキャッチ&リリースをして、採捕の枠を消費しないよう、我々の加盟事業者も努めて運営をしておりました。そこに、不幸なことに、昨年はこの時期、台風等も多くて、時化で船が出られなかったということもありましたので、ほとんどマグロの採捕実績が積み上がらなかったんです。そうした結果、今年は4日間で採捕禁止になりまして、8月5日から9月の末まで今釣りが禁止になっている状態です。先日青森県に訪問した際にも、遊漁の船長さん、そして旅館の事業者さんたちも、特に旅館の女将さんなんかは長いことクロマグロ遊漁を主として旅館業を営んでおりますので、もう涙ながらにどうかしてほしいと。全く経営が成り立たなくて生活ができないというふうに、現場で非常に困っているということ、私も国会議員でも何でもなし、何の権限もないのに、国との対話のパイプということで、地域の我慢をしている、努力している遊漁船の船長や旅館の経営者の皆様から、もう涙ながらに訴えられて。ただ、何もすることができないんです。

そういった実情の中で、特に遊漁者に関しては全員が捕らせてほしい、全員が満足できる釣りをさせてほしいというよりは、もう営業ができるようにしてほしい。であれば、年々規制がどんどん厳しくなっていますけれども、例えば今は1人1本のバググリミットですが、例えば我々の提案としては、1年に1人1本まで、あるいは例えば遊漁船ごとに船で1日1本までというふうに、要は資源の消費をより抑制する方向で提案を常にさせていただいておりますので、現場の悲痛な声というのは僕らも聞いているところですし、無邪気に増枠というふうに聞こえるかもしれないんですが、そこは是非御了承いただければと思います。

その中で、すみません、遅れたんですが、今回の増枠の配分に関して実際の要望というか、意見として大きく、簡単ではありますが、四つ挙げさせていただきます。

一つ目は、クロマグロの資源管理において遊漁の枠、明確に遊漁に割り当てる枠というものを定義して定めていただきたいなと思っております。これは今後、具体的に水産政策審議会も含めて、公な公正なプロセスの中で遊漁者、遊漁船事業者も一国民としてマグロ

を採捕したり、営業に活用するという権利は有していると思いますので、きちんとした定義の下、枠を設定いただければなと思っております。

二つ目、枠の実際の実体数量についてです。これは今日も何度か議論がありましたけれども、明確な増枠の数量を示すというのはなかなか難しいかなと思っているんですが、現状の数量の4倍程度があれば、通年で営業ができるということになるかと思えます。ただ、これは遊漁者特有だと思うんですけれども、ここは一定譲歩というか、妥協案が実は落とし込みしやすいかなと思ってまして、例えば極端な話、枠が大幅に遊漁に割り当てられなくても、例えばキャッチ&リリースが通年で解禁されていれば、先ほどの例えば旅館の皆さんのお声とか、遊漁船船長さんたちの営業が実施できないということは大方回避されますし、資源枠が消費しないということであれば、そんなに多く反対というか、どなたかに明確に御迷惑を掛けるところではないと思いますので、このキャッチ&リリースについては、もちろん性格、やり方も含めて、徐々に制度として浸透させていただきたいなと思っております。キャッチ&リリースが三番目になります。

四つ目、最後が枠の配分の際の議論の際に、近年は我々広域漁業調整委員会、広調委の方に参考人と呼んでいただいていますけれども、実際に枠の設定、枠の配分量そのものの具体的な議論である水政審、そして実際の細かな行為規制等を定める広調委、どちらもきちんと委員とか遊漁船の事業者であったり、採捕者の方々が意思決定のプロセスに入れるような具体的な措置をしていただければなと思っています。こちらは水産庁さんの方でも今年の3月に広調委の方でおっしゃっていただいていたと思います。広調委の方にクロマグロ遊漁専門部会を設置する等の措置もしていただけるということ言われていますので、それは継続してやっていただきたいなと思っております。

ですので、それに付随して、例えば水産庁内でクロマグロ遊漁の在り方に関する検討会、こういったものを設置いただいて、例えば資源に与える影響であったり、今日何度も議論に出ている経済効果、キャッチ&リリースの具体的なやり方と。これは実際に、例えば漁業者の皆さんとかにも入っていただいて、今正にちょっとけんかというようなお言葉はありましたけれども、こういった場でしか、逆に議論をしたり、出会う機会がありませんので、遊漁を、全ての権利を認めてほしいと我々は全く思っていないので、どうやれば資源管理であったり漁業者の皆さんに迷惑にならないようにやっていけるかというところは、そういった検討、議論の場を各ステークホルダーの皆さん併せて、水産庁内で設置いただくことを要望したいと思います。

最後に1点、これは僕、一般国民としてなんですけれども、半分質問にもなる、一つ気になっていることがありまして、このクロマグロの問題に取り組んで、この7月にWCPFCの増枠ニュースが出た際に大手メディアのほとんどはマグロが安く食べられるかもしれないということで報道をされていました。私の例えば友人・知人なんかでも、このクロマグロの問題に取り組んでいるというのを知っているメンバーなんか、友人・知人なんかから、マグロ、何か増えているらしいねと。たくさん捕れたら、もうお寿司屋さんのマグロ安くなるのかなというようなことを言われています。

これは水産庁、国の政府の皆さんへのお願いなんですけど、中長期で見た際にクロマグロは今どんどん増えている。だから、なるべくみんな捕らせてほしいということだと思うんですが、需給のバランス上、どんどん供給が増えていけば、先ほども言っていたように値崩れを起こすということも当然出てくると思います。そうなった際に水産物を安定供給して、漁業者の皆さんの福祉を増進ということで考えると、1匹当たりの単価であったり、経済効果を加味した際に中長期的に我が国のマグロ全体の漁獲数量のそもそもの在り方、その後の配分というところは是非調査、情報発信をしていただきたいとともに、特に大手メディアの方々に関してはマグロが安く食べられると大々的に報道がされて、これ一般の消費者は非常にうれしいことかもしれないんですけども、たくさん捕れて、たくさん捕るほどどんどん安くなっていったら、結局これ誰もうれしくないところだと思いますので、既に実施はされていると思うんですが、メディアの方への情報の伝え方とかPRみたいなところも、マグロの資源を有効活用するという点含めて、是非発信いただきたいなというのは、これは個人的なお願いです。

以上です。すみません、長くなりました。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御要望、御意見、承りました。ありがとうございます。

そうしたら、一番奥の右側、お願いします。

○参加者 よろしくをお願いします。

先ほどから大型魚の話がメインになっているんですけども、小型魚も増枠ということで、先ほどうちの方の組合長もちょっと話をしたんですけども、小型船、承認を持っている船が200隻以上いるんです。小型魚を採捕して生計立てている船もいるんですけども、今制限設けて、自分らも持っている小型魚捕らずに、他の漁でしのいでいるような状況なんです。是非増枠した際には小型に、小型魚を沿岸に配慮してくれるようよろしくお

願いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

その他。

○参加者 先ほど承認船を増やしたらどうかという願いをしたけれども、同時に私、青森の大間の不正漁獲の問題、ずっと取材しましたけれども、やはりああいう問題が起きるのは枠が小さ過ぎるからであって、漁師さんたちも好きこのんで密漁しているわけ——まあ、そういう人も中にはいたと思いますけれども、つい軽い気持ちで捕れちゃうから売ってあげるといって人に渡してしまう。こういう現象というのは大間だけじゃなくて日本中あちこちあるんです。恐らく漁業者、かなりの——まあ、大勢と言ったらいけないかもしれませんが。少なからぬ人が未報告のマグロを捕ったり売ったり食べたりしているんだろうと思うんです。そういう後ろめたい気持ちを起こさないで済むような枠の配分というのをきちんと今回考えて、承認を持っているのに捕れないとか、そういったことがないように、きちんと沿岸漁業者が、まず最優先して枠の配分を受けられると。まき網漁船がもし枠が欲しいというなら、どのくらい混獲で放流した実績があるのか。あるいはキャッチ&リリースじゃないけれども、100トンぐらいまいて、全部生きて放流したよというまき網漁船もあったように聞きますけれども、本当にそういったことをまき網漁船やっているのかどうなのか、そこら辺の実情もきちんこの際くろまぐる部会で調べて、事実とかデータに基づいて枠の配分を決めたらどうかなと思います。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御意見承知しました。

あと、よろしく申し上げます。

○参加者 今日の会議で特に皆様から大中まき網に関するお話が出ておりますので、私どもの方の考えの方も述べておきたいと思います。

クロマグロにつきましては、大中型まき網漁業においても経営上、極めて重要な魚種でありまして、特に太平洋においてはサバ類などの不漁が現在続いている中、その重要性は高まっているところでございます。

また、先ほど茨城県旋の方からもお話がありましたように、他の魚種を狙う際の混獲も増加しておりまして、操業の支障になっており、これらの点からも増枠が必要でございます。

多くの方から沿岸への優先的な配分をとの御発言がございましたが、大中型まき網は小

型魚、大型魚のいずれにおいても沿岸や国の留保に相当量抛出してきているところがございます。その経緯につきましては参考資料の32ページと33ページのところに小型魚、大型魚それぞれ書いているところがございますが、それで、その抛出したまま現在の漁獲枠が成立しているというところがございます。さらに、ここの「配分の考え方」の見直しにおいて議論が想定される主な事項」というところの中にも書いてございますけれども、繰越しにつきましてもWCPFCの規定上、漁獲枠の17%までできるところを10%に削減されて、7%分は国の留保に繰り入れられております。また、小大交換につきましても1.47倍の率が大中まきについては1.2倍に削減されておまして、その差の0.27倍については、その大型魚は国の留保に繰り入れられていると。国の留保については、これも繰り返し御説明ありましたように、大中まきには配分されておらず、専ら沿岸漁業の皆様方に充てられているところがございます。

以上から、大中まきといたしましては令和7管理年度の国内配分及び増枠分の取扱いにつきましましては、WCPFCが引き続き、2002-2004年の実績を基準年として保存管理措置を決めているということも念頭に置きながら、ここに書いてあります12ページのところのB欄ということになりますでしょうか。「令和6管理年度の基礎的な配分」というところがございますが、正に今年の基礎的な配分をベースにした公平な配分ということを国に要請申し上げたいと思います。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御意見承知しました。

その他ございますでしょうか。

奥の方、お願いします。

○参加者 この増枠の議論なんですけれども、今、僕がクロマグロ遊漁に関して一番懸念を持っているのは、正直者がばかを見るような形になってきてしまっている。年々そうになってきてしまっているというところなんです。しっかりとルール、この資源管理の意味を分かって、ルールを守っている方もいらっしゃれば、その抜け穴をかいくぐってルールを守っていない人もいるということです。

今日様々な意見が出て、様々な良いアイデアも出てきたと思うんですけれども、それを実現するためには水産庁さんに頑張っていただかなくちゃならないし、あとは良いアイデアが出たとしても、ルールができたとしても、それを守れるような体制がないと、正に絵に描いた餅になってしまうと思います。

私、このクロマグロ遊漁だけじゃなくて、新漁業法と言われる、正に漁業の新しい世界、要するに捕り放題だったものをきちんと管理して持続可能な漁業をしていくということに転換したことに對してちょっと心配なのが、水産庁さんのパフォーマンスというか、我々も月一で意見交換をさせていただいているんですけども、非常に仕事量が増えて疲弊しているように見えてなりません。これは別に水産庁の肩を持つわけじゃないですけども、我々の遊漁に関しても、漁業に関しても、より良い形にさせていただくためには、水産庁さんに頑張って仕事してもらわないといけないということで、是非水産庁さんのパワーも増加するように、これは関係者の意見として是非、具体的に言うといっぱい予算を取ってくださいということで後押しの発言をしておきたいと思います。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

その他、よろしくをお願いします。

○参加者 先ほどまき網さんの言った意見もあるんですが、本来マグロが、資源が減少した原因というのが小型マグロのまき網さんによる捕り過ぎ、それが原因でこういうことになって、今国際枠でも日本の枠が厳しくなっているのは、それがまだ影響しているんじゃないか、私なんかはそう思っています。

そういう状態で公平に枠を分けてくれというのは、私なんかは納得できないし、あと小型魚に関しては、まき網さんの方はもう小型魚を大型魚に振り分けているわけですよね。これも2回。去年も300トンぐらい振り分けたんだけど、振り分けているような状態だったら、もう小型魚はまき網さん要らないんじゃないかと。そういう状態ですので、先ほど言ったとおり、小型魚の枠に関しては全て沿岸の方に回していただきたいと。さらに、大型魚に関しても沿岸配慮、よく考えてやっていただきたいと、改めてお願いいたします。

○番場課長補佐 御意見承知しました。1点だけ。小型魚の方はというのは、増枠分をとということですね。

○参加者 そうです。

○番場課長補佐 分かりました。

その他いかがでしょうか。

そうしたら、ウェブの方で、お願いします。

○ウェブ参加者 一つ、「太平洋クロマグロの資源管理について」という参考資料があるんですが、これの7ページです。漁業種類ごとの漁獲インパクトが、どの漁業が一番多く

与えているかとか、割合を示している、パーセントを示している表ですけれども、私は西部太平洋はえ縄漁業を営んでいる者ですが、これは2024年のレポートですけれども、僅か2.2%という数字になっております。

一方で、西部太平洋まき網漁業（小型魚対象）というところは33.7%という数字になっております。いつも会議で話されることは、小型魚を捕らなければ資源、卵を産む親魚が増えて、資源が回復していくんだという、そういう研究者たちの意見があって、それに沿って我々は小型魚を捕らないようにしようということで減らしてきたと思います。

まだまき網の方は小型魚の捕り方が多いように私は感じておるんです。これを更に減らしていけば資源が増えていくというのは必然だと思いますので、やはりここはもっともっと小さくすべきかなと。

まき網さんが大型魚を捕る割合を小型魚から振り分けて、大型魚を捕るようにすれば、売上げの方も単価が高いと思いますので、伸びると思います。

そういったことから、もう少しこの小型魚を捕るということを控えていけば、全体的なメリットにつながるのではないかと考えております。

また、クロマグロは水産物の中でも高付加価値な魚類ですので、値段が高いということもあって、1匹でも多く、1キロでも多く捕ることによって収入が増えるということがありますので、遊漁の方にしろ、漁業者にしろ、まき網の皆さんにしろ、旅館の方々にしろ、これに依存している方々はたくさんいると思います。そういった中でも本当に零細な者たちの生活というのは今様々なものが高騰している中で大変苦しい思いをしております。この経済情勢、国際情勢とか、そういう経済的なことも配分のときには勘案していただきたいなと思います。

本当に普段メバチとかキハダとかビンチョウとか、そういう魚を捕っておりますけれども、経費ばかりが掛かって、クロマグロ以外の魚種はそう単価が上がっていかないんです、せり市場で。そういったことからクロマグロに期待する漁業者やいろいろな方々がいるので、大型魚を多く、より今より更に多く回復させて、みんなが少しその恩恵を受けられるように政策に反映させていただきたいなと思っております。

大臣管理の方もいろいろとたくさんの問題を抱えて、漁業者同士の問題も日に日に大きくなっております。なかなか解決じゃないと思いますけれども、十分な枠があれば少しは解決するのかなと思っておりますが、そのためには資源を今より更に回復させるということが大事なのかなと、そういうふうを考えているところです。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

○晝間課長補佐 すみません、水産庁国際課の晝間でございます。

今の御指摘について、反論というわけではないんですけれども、ちょっと補足情報としてお伝えしておきたいのが、今参照されました参考資料の7ページのインパクトの推移なんですけれども、こちら全体を100とした場合の比率ということで見ておりますので、ずっとインパクトが高い状態が全体で続いているということではなくて、全体の絶対値としては、皆さんの御尽力もありまして、インパクトが下がってきている傾向にあるというのが1点。

また、今年更新されたISCの資源評価の中でも、全ての漁業において小型魚漁獲を削減した結果として、近年は若齢魚に対する漁獲死亡率が著しく減少していると。その結果として資源回復に貢献しているという資源評価がなされておりますので、今後も小型魚の漁獲を抑制することで更なる回復が見込まれるということも示されてはおりますけれども、これまでの皆さんの御尽力は一定の成果を生み出して、現在の状況につながっているということだけ補足をさせていただきます。

以上です。

○番場課長補佐 その他御意見等。

よろしく申し上げます。

○参加者 度々発言して、申し訳ございません。

今までの御発言の中で、まき網の方の小型魚の増枠は不要ではないかというふうな御意見がありましたので、少し意見を申し述べさせていただきたいと思います。

大中まき網では国の指導によりまして、平成20年から2キログラム未満の小型魚、これは養殖用種苗を除きますが、その漁獲抑制を始めておりまして、それ以降も国内での管理措置に従って、他の漁業に先駆けて小型魚の漁獲量の大幅削減を実行してまいりました。今後も今年7月のWC P F Cの北委員会の合意の中で、2キログラム未満の0歳魚の、増加させないという、増加させないよう努めるということに関連して、国の方から具体的な指導、2キログラム未満の0歳魚の陸揚げをしないという指導がございますので、それを誠実に実行していきたいと考えております。

したがって、大中小型まき網漁業としては引き続きこういった資源管理措置を遵守しながら、2キログラム以上の小型魚については、今後期待される増枠分も含めて、資源の

有効利用を適切に図って、必要な操業を進めたいと考えております。

一応記録のために申し述べさせていただきました。以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

ウェブの方で、すみません、事務局の方だけにチャットでいただいているようなんですが、もしよろしければ発言いただけますでしょうか。マイクとかがあればですけども。

○ウェブ参加者 まず今まで配分してきた数量が適正だったかどうか、ここを検証しなければ、なかなかこの不公平感というのは解消されないのかなと思います。指標を何にするかというのは非常に難しいんですけども、例えば採捕停止命令の発出回数とか、その期間なんかを指標にしながら、配分をした数量について事後評価をするというのが大事じゃないかなと思いますけれども、まだその辺、事後評価的なことをする予定があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○番場課長補佐 ありがとうございます。特段今何か決まっているものはないんですけども、事後評価をどうやってできるのかということですね。かなり難しい問題があるんじゃないかと思っていて、すみません、私の方でどういう指標があるのか、できるのかというのは今全然思い付かないところなんですけれども、何か妙案とかあったりするものなんでしょうか。

○ウェブ参加者 今の沿岸の漁業者、一番不満に思っているのは、採捕停止がかけられているのが、特定の管理区分に偏っているんじゃないかということ。ですから、その辺、まず情報公開をしっかりしていただく必要があるんじゃないかと。まき網の話はいろいろ努力されているというのは分かるんですが、そもそもの数量配分のときに大臣許可漁業については漁績の報告義務がありました。ですから、漁績そのまま数量としてカウントされた。沿岸については報告がない部分について、はっきりカウントできていないところがある。そういったところの不公平感も含めて検討していただければというふうに。

○番場課長補佐 取りあえず御意見承知しました。採捕停止、いろいろ県の中で管理がされている中で、採捕停止がかからないように放流されている方も、対応しているところもあると思うんです。採捕停止が指標になるかというのはちょっと疑問なところはありますけれども、いずれにせよ、評価というか、これまでどうだったかというのは当然これから検討していく中で振り返ることは必要だと思っておりますが、いずれにせよ、御意見賜りました。ありがとうございます。

○ウェブ参加者 よろしく申し上げます。

○番場課長補佐 その他会場、いかがでしょうか。

○参加者 私は15年ぐらい、ここのプロセスずっと取材しているんですけども、先ほどまき網業界の方から意見ありましたが、混乱の最初のきっかけは小型魚の規制が始まったときに、4,007トンの枠のうち、ざくっと2,000トンまき網にやっちゃえと、これを数字の根拠もなく当時の水産庁は決めちゃった。これがずっと後を、尾を引いているんじゃないかなと思うんです。先ほども言われていましたけれども、親魚量に対するインパクト、これを見ると90年代、まき網が小型魚をどんどん増やしたことで資源が悪化したというのは明らかなんです。このインパクトの大きさというのを反映しないまま、4,007トンのうち、まき網さんには2,000トンで我慢してもらっていますから、これでいいでしょうと、当時の水産庁の幹部たちがそれしか考えずに2,000トンという枠を与えちゃった。これをもう一度きちんと検証する必要があるんじゃないのかなと思います。

それはなぜかという、アメリカ政府がいまだに会議の度ごとに西太平洋のマグロの増枠は抑えろと、東太平洋のマグロの増枠を増やせと。この根拠にしているのが1990年代の西太平洋でのまき網漁業による小型魚の乱獲なんです。これを今まで2回の資源管理分科会のくろまぐろ部会では、最初は遠回しに、責任を果たしたかとも言い得るとか遠慮がちな表現だったんですけども、いつの間にかこっそり、もう責任は果たしたというふうな言い方に変えているんです。それが果たしてくろまぐろ部会の審議として正しかったのかどうなのか。今度再開されるくろまぐろ部会ではきちんといろいろな識者、外部からの識者も参考人に呼んで、そこら辺のプロセスを検証してみてもどうかと思います。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御意見、取りあえず承知をしました。

配分の考え方で言い切っていたかどうか、今確認しようと思ったんですけども、すぐに出てこなくて。取りあえず御意見承知しましたので、ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

すみません、予定時間を大幅に超過してしまって、申し訳ないです。

ウェブの方もよろしいですか。

特になければ、議題3を終わらせていただきたいと思います。

その他、議題4、その他ございます。こちらの方からは特段何かというものはございませんけれども、その他御意見等あればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

ウェブもよろしいですか。

そうでしたら、本日のブロック説明会、これで終了をさせていただきたいと思います。改めてですけれども、予定時間を超過してしまって大変申し訳ありませんでした。引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。本日はありがとうございました。

午後4時39分 閉会